

令和元年度 研修報告書 第46号

集まれ公民館! 開け学びの扉!

～令和の社会教育施設を考える～



【大河原地区社会教育主事研究協議会】

発刊にあたって

令和元年秋の台風、それに伴う大雨水害の被害に遭われた方々に心より深くお見舞い申し上げます。“令和”という新しい時代が幕を開けてから、早くも1年が経過しようとしています。しかしながら、あいさつとして、最初に述べる言葉が、災害へのお見舞いであったことに複雑な心持です。思い返せば、台風のちょうど1週間前、大河原教育事務所管内社会教育推進大会・協働教育研修会を柴田町の船迫生涯学習センターで開催しました。管内各地から地域支援関係者の皆様を始め多くの方々にご参加いただき、大成功に終え、それからたった1週間後、会場だった船迫生涯学習センターは、毛布や物資が山と積まれた避難所になっていました。300を超える避難者を受け入れ、職員は不眠不休の対応に当たり、普段の「学習の場」「地域の憩いの場」は様相を一変し、「疲労」「悲しみ」「不安」が渦巻く避難所になりました。避難所という名の公民館。これは、一見イレギュラーのようでもあります。仕事をしながらも、地域の「学習の場」「憩いの場」として担う場所が緊急事案の発生で「防災の拠点」となり、住民の命を守る場所になるということを、常に意識していなければならない課題であることを思い知らされました。

今年度の研修報告書で取り上げるテーマは、「公民館の在り方」です。テーマを掲げた時には誰一人、この公民館の避難所としての一面を考えていた委員はいたでしょうか。災害が発生した時、人や公民館施設は何ができるでしょうか。今振り返っても答えは出ません。今回の災害は、公民館施設に関わる際に、社会教育主事として必要とされる資質・能力について教えてくれたように思えました。我々、社会教育に携わる者は、地域に生きる人々が幸せに生きるため、今こそ社会教育の力を最大限に発揮しなければならないのではないでしょうか。

4月から1年間、研修委員が取り組んだ内容は、公民館施設全般にわたり、課題や問題を洗い出し、思いをぶつけあい時間をかけて作り上げたものです。激しく変化している社会の中にあつて、令和元年の大河原教育事務所管内の公民館施設を記す資料としても活用できる1冊になっています。年月が過ぎ、書棚からこの報告書を手に取っていただいたとき、今の我々の思いが、時を超えその手に伝わることを願うばかりです。

最後になりますが、この研修報告書を発行するにあたり、1年間ご指導いただきました大河原教育事務所の皆様をはじめ、先進地視察を受け入れてくださった県内の社会教育施設及び関係各位、そして何より、本年度の研修に取り組まれた各市町の研究協議会研修委員の皆様のご努力に対しまして、心から敬意を表し発刊の言葉といたします。

令和2年3月

大河原地区社会教育主事研究協議会

会長 柴田町社会教育主事 木村 正人

発刊を祝して

宮城県大河原教育事務所 所長 三田村 素志

昨年10月の台風19号は、管内の各市町に多くの被害をもたらしました。被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念いたします。

各市町において生涯学習・社会教育の振興・充実に向けて日々精励されている大河原地区社会教育主事研究協議会の皆様方には、その御努力に敬意を表します。また、今年度も、研修委員の皆様が粘り強く確実な研修を続けられ、研究の成果を「研修報告書第46号」として発刊されますことを心よりお祝い申し上げます。

さて、我が国においては、人口減少や人生100年時代の到来、Society5.0に代表されるような社会の大きな変化が予想されています。こうした中では、個人の人生の充実のためにも、社会の持続的な発展のためにも、学びを通じて一人一人がその能力を維持向上し続けることが重要であり、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動、職業等に生かすことのできる「生涯学習社会」実現への取組をより力強く進める必要があります。

中央教育審議会答申（平成30年）では、『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりが一層重要であるとし、各地域の社会教育の現状を踏まえ、地域における新時代の社会教育の方向性を示しました。あらゆる社会教育の出発点となるのが個人の学びの意欲と学びの場への主体的な参画といわれる中、今後、首長部局、学校、NPO、企業等の多様な主体が、これまで以上に連携・協働することが必要となります。とりわけ、生涯学習・社会教育施設には、「学習の拠点」としてのみならず、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた取組の拠点としての役割も求められます。

令和という新たな時代を迎えた今、大河原地区社会教育主事研究協議会研修委員会の皆様は、「集まれ公民館！開け学びの扉！～令和の社会教育施設を考える～」をテーマに研修報告書をまとめられました。各市町の社会教育主事が集い、世代を超えた学びを通じて心を開き、つながりを深め、地域の課題に向き合いつつ今後のあるべき生涯学習・社会教育施設について考察されました。先進地視察研修では、地域に根ざした公民館2館を訪問し、事業の在り方や地域づくりについて研鑽されました。この報告書が、管内の生涯学習・社会教育の発展と持続可能な共生社会の構築への一助となるよう祈念しております。

結びになりますが、本書の発刊にあたり御尽力された研修委員の皆様、そして貴協議会及び会員の皆様を支えていただいている大河原管内各市町教育委員会教育長殿をはじめ、関係する全ての皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後の生涯学習・社会教育の振興と貴協議会の益々の御発展を祈念いたしまして、発刊を祝しての言葉といたします。

目 次

発刊にあたって	大河原地区社会教育主事研究協議会 会長 木村 正人
発刊を祝して	宮城県大河原教育事務所 所長 三田村 素志
◇ 研修テーマと経過について	1
◇ 研修テーマ設定の背景	2
◇ 各市町の社会教育施設の概要	
白 石 市	3
角 田 市	9
蔵 王 町	15
七ヶ宿町	19
大 河 原 町	24
村 田 町	26
柴 田 町	31
川 崎 町	35
丸 森 町	45
仙南地域広域行政事務組合	50
◇ 考察	52
◇ 先進地研修視察報告	55
◇ まとめ	62
◇ おわりに	64

研修テーマと経過について

研修テーマと経過について

1 研修テーマ

「集まれ公民館！開け学びの扉！～令和の社会教育施設を考える～」

2 研修の目的

管内各市町の社会教育施設の現状と課題を把握し、今後のあり方について考える。

3 研修日程と経過

月 日 (曜日)	会 議 名	会 場	内 容
平成31年 4月26日 (金)	○社会教育主事研究協議会総会 ○研修委員会準備委員会	合同庁舎	平成30年度事業・会計決算報告 平成31年度事業・予算・役員改選等 研修委員会役員の選出
令和元年 5月10日 (金)	○第1回研修委員会 ○第1回社会教育主事研究協議会	川崎町	研修テーマの検討・研修計画 話題提供（丸森町）
5月31日 (金)	○第2回研修委員会 ○第2回社会教育主事研究協議会	合同庁舎	研修の基本構想，先進地視察地の検討
7月10日 (水)	○第3回研修委員会 ○第3回社会教育主事研究協議会	大河原町	研修内容の検討，先進地視察地の選定 話題提供（川崎町）
8月29日 (木)	○第4回研修委員会	合同庁舎	研究内容の検討 先進地視察内容の検討
9月10日 (火)	○先進地研修視察 （西古川公民館・関上公民館）	大崎市 名取市	社会教育施設事業状況の調査等
10月9日 (水)	○第5回研修委員会 ○第4回社会教育主事研究協議会	角田市	研修視察の反省，研修内容の検討等 話題提供（大河原町）
11月22日 (金)	○第6回研修委員会 ○第5回社会教育主事研究協議会	合同庁舎	研修報告書の検討等
12月10日 (火)	○第7回研修委員会	合同庁舎	研修報告書の検討等
令和2年 1月24日 (金)	○第8回研修委員会 ○第6回社会教育主事研究協議会	合同庁舎	研修のまとめ，研修報告書の検討等 話題提供（角田市）
2月13日 (木)	○第9回研修委員会	合同庁舎	研修報告書の校正等
3月6日 (金)	○第10回研修委員会 ○第7回社会教育主事研究協議会	柴田町	研修報告書の校正・まとめ・反省等 話題提供（七ヶ宿町）

研修テーマ設定の背景

研修テーマ設定の背景

近年、公共施設の老朽化が注目されると同時に、管理運営委託（指定管理者方式）の導入や公民館の再編・廃止など、運営の見直しを行う自治体が増えており、それらは大河原教育事務所管内の市町においても例外ではない。

公民館という施設にスポットライトを当てると、戦後の混乱から立ち直るための住民拠点とする構想が1945年12月に提唱されてから、1946年7月の文部次官通牒「公民館の設置運営について」によって発足し、1955年までにおよそ35,000もの公民館が建設されている。

さらに1960年以降、わが国は高度成長期を迎え、その具体化政策のひとつである市町村合併に起因し、全国各地でホール、体育施設、学校等の公共施設が急速に整備された。今、それらが一齐に更新時期を迎えており、早急な老朽化対策が求められているのである。

しかし、多額の更新・修繕費用が必要であるにもかかわらず、税の減収や社会保障の増大から財源確保の難しさが浮き彫りとなっており、財政状況悪化が懸念されているのが現状である。

また、前年度の研修でも触れたとおり、わが国では人口減少・少子高齢化が著しいスピードで進んでいる。急速に進む社会環境の変化や価値観の多様化から、人々が地域の課題を共有することが困難になっている。そこから、地域の担い手の高齢化や連帯感の希薄化が起こり、暮らしを維持・存続するのが危ぶまれる地域も存在している。次世代の地域を担う人材を創出するため、社会教育とその施設に求められるものも大きく変化しているのである。

この現状から、この先の人口減少加速や人生100年時代の到来、Society 5.0の深化といった社会のさらなる変化が予想される中で、全ての公共施設を現状のまま再整備するのではなく、今後の公共サービスの需要量の変化や住民のニーズを把握し、それに対応した整備を行うことが多くの自治体で求められていると考えられる。

そこで我々は、高度成長からおよそ60年、令和の幕開けを節目とし、大河原教育事務所管内に焦点を当て、各市町の社会教育施設の現状や課題を把握することによって、これからの社会教育施設がどうあるべきか検討することとした。

各市町の社会教育施設の概要

白 石 市

【公民館施設を主管する機関】

機関の名称・所在地	市町の人口
白石市教育委員会生涯学習課 〒989-0206 白石市字寺屋敷前 25 番地 6 (TEL 0224-22-1343) (FAX 0224-24-5377) (E-mail con-edu@city.shiroishi.miyagi.jp)	33,712人 (令和元年12月末)

【公民館関係施設に関する一覧】

施設の名 称	所在地	建築年月日	施設の管理者
白石市中央公民館	白石市字寺屋敷前 25 番地 6	昭和56年12月 1日	市教育委員会
白石市越河公民館	白石市越河五賀字南原 2-1	昭和53年12月20日	指定管理
白石市斎川公民館	白石市斎川字新町尻 31	昭和50年 3月20日	指定管理
白石市大平公民館	白石市大平中目字西田 7	昭和49年 3月20日	指定管理
白石市大鷹沢公民館	白石市大鷹沢三沢字五丁目 48	昭和48年 3月25日	指定管理
白石市白川公民館	白石市白川津田字内堀 6-1	昭和50年11月 4日	指定管理
白石市福岡公民館	白石市福岡長袋字陣場が丘 12-1	昭和51年11月30日	指定管理
白石市深谷公民館	白石市福岡深谷字南沖 21	昭和54年12月20日	指定管理
白石市小原公民館	白石市小原字中北前田 3-2	昭和52年12月 7日	指定管理

公民館関係施設の職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計		
区 分		館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有する者	
専 任	男					
	女					
兼 任	男	1		9	10	2
	女			4	4	
非常勤	男					
	女					
指定管理者	男					
	女					

【公民館以外で管轄の社会教育施設に関する一覧】

施設の名 称	所在地	建築年月日	施設の管理者
図書館	白石市字亘理町 37-1	昭和 48 年	市教育委員会
白石市古典芸能伝承の館碧水園	白石市南町 2 丁目 1-13	平成 3 年	市教育委員会
情報センター	白石市亘理町 37-3	平成 9 年	市教育委員会

施設共通の課題等（自由記述）

市内の公民館は昭和 29 年の市制移行後に旧町・村単位で設置されていた公民館分館を昭和 44 年に地区公民館として設置してから運営している。

平成 17 年 4 月より中央公民館を除く 8 公民館が指定管理者制度に移行し各まちづくり協議会で管理及び運営を行っている。

多くの公民館が昭和 40 年代後半に建築され、最も新しい深谷公民館でも地区 40 年が経過し施設の老朽化が進んでいる。その間、住民の高齢化も進み施設自体もバリアフリーの整備がされておらず利用に不便が生じるようになってきている。また、公民館までの移動手段の確保も難しくなっており最近では高齢者の単身世帯、高齢者のみ世帯の増加により公民館まで行くための移動手段が無い住民が出てきている。

高齢化の問題は地域の行事や運営を担う役員の減少にも波及しており、公民館までの移動手段である地域交通の問題も含め、課題が山積している。

地域の拠点である公民館は趣味やサークル活動を行う集いの場としての機能の他にも地域の抱える課題解決の取り組みも求められるようになってきている。

施設の名称・所在地				建築年月日		
白石市中央公民館 〒989-0206 白石市宇摩堂前 25-6 (TEL 0224-26-2453) (FAX 0224-24-5377) (E-mail : con-edu@city.shiroishi.miyagi.jp)				昭和56年12月1日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間:午前8時30分~午後9時30分 休館日:12月29日~1月3日		直営(教育委員会生涯学習課)		33,712人 (令和元年12月末)		
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合計	
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	専任	男				
		女				
	兼任	男	1	9	10	2
		女		4	4	
	非常勤	男				
女						
指定管理者	男					
	女					
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○ホール ○第1・2講座室 ○第1・2研修室 ○調理実習室 ○団体室 ○陶芸室 ○視聴覚室 ○図書室 ○事務室 【使用料の減免について】 (5割減免) ○社会教育関係団体が本来の事業で使用する場合 ○国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 (8割減免) ○市又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合				昭和44年4月1日 白石市宇摩堂前37-1に設置 昭和56年12月1日 現在の場所に移転 平成17年4月1日 組織再編により教育委員会社会教育課(現・生涯学習課)が中央公民館内に移転、社会教育課職員が中央公民館職員を兼務		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【文化・芸術】 ○公民館まつり ○市民文化祭 ○文化講演会 【青少年教育】 ○子供まつり ○成人式 ○わんぱく教室 【社会体育】 ○球技大会 ○市民体育大会 ○館長杯争奪家庭バレーボール大会 【成人教育】 ○新春囲碁・将棋大会 ○白石ユネスコのつどい ○遊びの達人養成講座 ○市民大学 ○夏講座 ○英会話講座 ○健康いきいきEnjoy教室 ○囲碁学習会 ○将棋学習会 【家庭教育】 ○リトミックと親子講座				○開館後にエレベーター設置及び洋式トイレ工事を実施したが、施設内には段差がありバリアフリーの整備が不十分である ○社会教育関係団体の減少及び高齢化による参加者の減 ○社会教育活動以外の会議等の利用者増 ○施設の老朽化		

施設の名称・所在地				建築年月日		
白石市越河公民館 〒989-0111 白石市越河五賀字南原 2-1 (TEL 0224-28-2101) (FAX 0224-28-2566)				昭和53年12月20日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間:午前8時30分~午後9時30分 休館日:12月29日~1月3日		指定管理者(越河地域振興会)		1,399人 (令和元年12月末)		
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合計	
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	専任	男				
		女				
	兼任	男				
		女				
	非常勤	男	1		1	
女						
指定管理者	男			2	2	
	女					
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○集會室 ○講座室 ○青少年室 ○調理実習室 ○事務室 【使用料の減免について】 (5割減免) ○社会教育関係団体が本来の事業で使用する場合 ○国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 (8割減免) ○市又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合				昭和44年4月1日 白石市越河五賀字南台51に設置 昭和53年12月20日 現在の場所に移転 平成17年4月1日 指定管理制度導入により「越河地域振興会」の委託により運営		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【防災・防犯専門部会】 ○災害発生時の情報収集 【社会福祉専門部会】 ○敬老会 ○公民館オープンカフェの開催 【スポーツ専門部会】 ○地区ソフトボール大会 ○地区民体育大会 ○ハイキング登山の企画運営 ○夏期ラジオ体操会の実施 【文化・教育専門部会】 ○越河地区敬老会・芸能祭 ○放課後子供教室の開催 ○趣味の作品展				○開館後に一部トイレの洋式化工事は実施したが、施設内のバリアフリーの整備がされていない ○施設の老朽化 ○施設立地場所が土砂災害の危険性があるために、災害時の避難拠点としての限界がある ○事業の参加人数の減少		

施設の名称・所在地				建築年月日		
白石市斎川公民館 〒 989 - 0215 白石市斎川字新町尻 31 (TEL 0224-25-2701) (FAX 0224-24-4304)				昭和50年3月20日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間:午前8時30分~午後9時30分 休館日:12月29日~1月3日		指定管理者(斎川まちづくり協議会)		968人 (令和元年12月末)		
施設の exterior	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合計	
	区分		館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
	専任	男				
		女				
	兼任	男				
		女				
非常勤	男	1			1	
指定管理者	男					
	女			2	2	
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○集会所 ○講座室 ○青少年室 ○調理実習室 ○事務室 【使用料の減免について】 (5 割減免) ○社会教育関係団体が本来の事業で使用する場合 ○国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 (8 割減免) ○市又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合				昭和44年4月1日 斎川小学校内に併設にて設置 昭和50年3月20日 現在の場所に移転 平成17年4月1日 指定管理制度導入により「斎川まちづくり協議会」の委託により運営		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【文化・芸術】 ○夏祭り ○ころもづくり体験教室 【青少年教育】 ○キッズオリンピック 【社会体育】 ○地区民運動会 【成人教育】 ○斎川地区敬老会 ○斎川まちづくりアンケート ○独居・高齢者宅弁当宅配 ○きらり斎川笑アップ塾 ○LINE講習会 (第二小学校放課後子供教室) ○笹巻教室 ○水生生物観察教室 ○注連縄教室 ○だんごさし教室				○地区内の小学校が開校となり、小学校との行事の連携について ○開館後に一部トイレの洋式化工事を実施したのみで施設内のバリアフリー整備がされていない ○施設の老朽化 ○事業の参加人数の減少		

施設の名称・所在地				建築年月日		
白石市大平公民館 〒 989 - 0216 白石市大平中目字西田 7 (TEL 0224-25-2338) (FAX 0224-25-2338)				昭和49年3月20日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間:午前8時30分~午後9時30分 休館日:12月29日~1月3日		指定管理者(大平公民館運営会議)		2,517人 (令和元年12月末)		
施設の exterior	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合計	
	区分		館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
	専任	男				
		女				
	兼任	男				
		女				
非常勤	男	1			1	
指定管理者	男					
	女			2	2	
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○集会所 ○講座室 ○青少年室 ○調理実習室 ○事務室 【使用料の減免について】 (5 割減免) ○社会教育関係団体が本来の事業で使用する場合 ○国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 (8 割減免) ○市又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合				昭和44年4月1日 大平小学校内に併設にて設置 昭和49年3月20日 現在の場所に移転 平成17年4月1日 指定管理制度導入により「大平公民館運営会議」の委託により運営		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【文化・芸術】 ○大平地区民文化祭 ○大平地区敬老会 【社会体育】 ○地区民運動会 ○マラソンソフトボール大会 ○地区グラウンドゴルフ大会 【成人教育】 ○流しうーめん会				○事業の参加人数の減少 ○開館後に一部トイレの洋式化工事を実施したのみで施設内のバリアフリーの整備がされていない ○施設の老朽化		

施設の名称・所在地				建築年月日		
白石市大鷹沢公民館 〒 989 - 0213 白石市大鷹沢三沢字五丁目 48 (TEL 0224-25-2711) (FAX 0224-24-4303)				昭和 48 年 3 月 25 日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間: 午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分 休館日: 12 月 29 日～1 月 3 日		指定管理者(大鷹沢まちづくり振興協議会)		1, 973 人 (令和元年 12 月末)		
	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計		
	区 分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男	1		1	
女						
指定管理者	男					
	女			2	2	
部屋・設備			過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】○集会室 ○講座室 ○青少年室 ○調理実習室 ○事務室 【使用料の減免について】 (5 割減免) ○社会教育関係団体が本来の事業で使用する場合 ○国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 (8 割減免) ○市又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合			昭和 44 年 4 月 1 日 大鷹沢小学校内に併設にて設置 昭和 49 年 3 月 20 日 現在の場所に移転 平成 17 年 4 月 1 日 指定管理制度導入により「大鷹沢地区会議」の委託により運営 平成 27 年 4 月 1 日 現在の名称である「大鷹沢まちづくり振興協議会」に変更			
主な事業・行事について			施設の課題等(自由記述)			
【文化・芸術】 ○八枚田田植え・稲刈り 【青少年教育】 ○手打ちそば教室 【社会体育】 ○小原・大鷹沢親善ゲートボール大会 ○地区民球技大会 【家庭教育】 ○健康料理教室 ○ふれあいサロン			○開館後に一部トイレの洋式化工事を実施したのみでバリアフリーの整備がされていない ○2 階建ての施設であるがエレベーターがなく、高齢化も進み利用が不便になっている。 ○施設の老朽化 ○事業の参加人数の減少			

施設の名称・所在地				建築年月日		
白石市白川公民館 〒 989 - 1102 白石市白川津田字内堀 6-1 (TEL 0224-27-2101) (FAX 0224-27-2931)				昭和 50 年 11 月 4 日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間: 午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分 休館日: 12 月 29 日～1 月 3 日		指定管理者(白川振興会議)		1, 487 人 (令和元年 12 月末)		
	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計		
	区 分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男	1		1	
女						
指定管理者	男			1	1	
	女			1	1	
部屋・設備			過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】○集会室 ○講座室 ○青少年室 ○調理実習室 ○事務室 【使用料の減免について】 (5 割減免) ○社会教育関係団体が本来の事業で使用する場合 ○国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 (8 割減免) ○市又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合			昭和 44 年 4 月 1 日 白川小学校内に併設にて設置 昭和 49 年 3 月 20 日 現在の場所に移転 平成 17 年 4 月 1 日 指定管理制度導入により「白川振興会議」の委託により運営			
主な事業・行事について			施設の課題等(自由記述)			
【文化・芸術】 ○高田川一斉美化活動 ○夏祭り(仮装盆踊り大会) ○地区民文化祭 ○地区敬老会 【青少年教育】 ○孫の手づくり講習会 ○菓箱作り講習会 【社会体育】 ○地区民体育大会 ○地区球技大会 【家庭教育】 ○そば打ち体験教室			○開館後に一部トイレの洋式化工事を実施したのみで敷地内のバリアフリー整備がされていない ○2 階建ての施設であるがエレベーターがなく、高齢化も進み利用が不便になっている。 ○施設の老朽化 ○事業の参加人数の減少 ○地区内にあった中学校が閉校となり、公民館事業と行事の連携の課題			

施設の名称・所在地		建築年月日				
白石市福岡公民館 〒 989 - 0232 白石市福岡長袋字陣場が丘 12-1 (TEL 0224-25-2249) (FAX 0224-25-2249)		昭和 51 年 11 月 30 日				
開館時間・休館日等		運営形態 (施設の管理者)				
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分 休館日：12 月 29 日～1 月 3 日		指定管理者 (福岡地区民の会)				
対象地区人口		5, 586 人 (令和元年 1 2 月末)				
施設の外観	職員数 (人) ・勤務 (雇用) 形態			合計		
	区分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
		専任	男			
	兼任	男	女	1	1	1
		非常勤	男			
	指定管理者	男	女	1	1	1
		男	女	1	1	1
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
[部屋] ○集會室 ○講座室 ○青少年室 ○調理実習室 ○事務室 [使用料の減免について] (5 割減免) ○社会教育関係団体が本来の事業で使用する場合 ○国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場 (8 割減免) ○市又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場		昭和 44 年 4 月 1 日 福岡小学校内に併設にて設置 昭和 49 年 3 月 20 日 現在の場所に移転 平成 17 年 4 月 1 日 指定管理制度導入により「福岡地区民の会」の委託により運営				
主な事業・行事について		施設の課題等 (自由記述)				
[文化・芸術] ○公民館まつり ○一閑張り教室 [社会体育] ○地区民体育大会 ○地区球技大会 [家庭教育] ○さわやか・婦人学級		○開館後に一部トイレの洋式化工事を実施したのみで敷地内のバリアフリー整備がされていない ○2 階建ての施設であるがエレベーターがなく、高齢化も進み利用が不便になっている。 ○施設の老朽化 ○事業の参加人数の減少				

施設の名称・所在地		建築年月日				
白石市深谷公民館 〒 989 - 0731 白石市福岡深谷字南沖 21 (TEL 0224-24-4540) (FAX 0224-24-4590)		昭和 54 年 12 月 20 日				
開館時間・休館日等		運営形態 (施設の管理者)				
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分 休館日：12 月 29 日～1 月 3 日		指定管理者 (白石市深谷公民館運営委員会)				
対象地区人口		1, 639 人 (令和元年 1 2 月末)				
施設の外観	職員数 (人) ・勤務 (雇用) 形態			合計		
	区分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
		専任	男			
	兼任	男	女	1	1	1
		非常勤	男			
	指定管理者	男	女	1	1	1
		男	女	1	1	1
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
[部屋] ○集會室 ○講座室 ○青少年室 ○調理実習室 ○事務室 [使用料の減免について] (5 割減免) ○社会教育関係団体が本来の事業で使用する場合 ○国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場 (8 割減免) ○市又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場		昭和 44 年 4 月 1 日 深谷小学校内に併設にて設置 昭和 49 年 3 月 20 日 現在の場所に移転 平成 17 年 4 月 1 日 指定管理制度導入により「白石市深谷公民館運営委員会」の委託により運営				
主な事業・行事について		施設の課題等 (自由記述)				
[よみがえる青年学級] (高齢者対象) ○脳トレマージャン ○小学 1・2 年生への昔の遊び伝承、ふれあい活動 [深遊会] (女性対象) ○ベトナム料理教室 ○飾り巻き寿司教室 ○独居老人宅へのお弁当宅配 ○フラワーアレンジメント [文化・芸術] ○公民館まつり [社会体育] ○小学校・地区民合同運動会 [家庭教育] ○親子食育教室		○開館後に一部トイレの洋式化工事を実施したのみで敷地内のバリアフリー整備がされていない ○施設の老朽化 ○事業の参加人数の減少				

施設の名称・所在地				建築年月日		
白石市小原公民館 〒 989 - 0233 白石市小原字中北前田 3-2 (TEL 0224-29-2031) (FAX 0224-29-2900)				昭和52年12月7日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間: 午前8時30分～午後9時30分 休館日: 12月29日～1月3日		指定管理者(小原地区振興会)		733人 (令和元年12月末)		
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合計	
	区分	専任	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
			男			
	兼任	男				
		女				
	非常勤	男	1			1
		女				
指定管理者	男			1	1	
	女			1	1	
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○集会室 ○講座室 ○青少年室 ○調理実習室 ○事務室 【使用料の減免について】 (5 割減免) ○社会教育関係団体が本来の事業で使用する場合 ○国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 (8 割減免) ○市又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合				昭和44年4月1日 小原小学校内に併設にて設置 昭和49年3月20日 現在の場所に移転 平成17年4月1日 指定管理制度導入により「小原地区振興会」の委託により運営		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【文化・芸術】 ○公民館まつり ○地区敬老会 【青少年教育】 ○子供会たいけん教室 ○地区弓道大会 ○ハイキング登山 【社会体育】 ○小原・大鷹沢親善ゲートボール大会 ○地区民体育祭 ○地区民球技大会 【成人教育】 ○脳トレ大学 ○小原未来塾 ○検断屋敷まつり				○開館後に一部トイレの洋式化工事を実施したのみで敷地内のバリアフリー整備がされていない ○2階建ての施設であるがエレベーターがなく、高齢化も進み利用が不便になっている。 ○施設の老朽化 ○事業の参加人数の減少 ○地区の人口減少、高齢化による公民館の運営を担う人材不足		

角 田 市

【公民館施設を主管する機関】

機関の名称・所在地	市町の人口
角田市教育委員会生涯学習課 〒981-1592 角田市角田字牛館 10 (TEL 0224-63-2221) (FAX 0224-63-5633) (E-mail syougaku@city.kakuda.lg.jp)	28,728人 (令和元年12月末)

【公民館関係施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
角田自治センター	角田市角田字牛館 19 番地 5	昭和49年 3月25日	市教育委員会
横倉自治センター	角田市横倉字杉の堂 40 番地	昭和51年 2月 2日	市教育委員会
小田自治センター	角田市小田字福田 80 番地	昭和52年 2月19日	市教育委員会
枝野自治センター	角田市島田字光畑 57 番地 1	昭和49年 3月25日	市教育委員会
藤尾自治センター	角田市小田字福田 80 番地	昭和50年 3月20日	市教育委員会
東根自治センター	角田市平貫字土浮 102 番地	昭和57年 3月18日	市教育委員会
桜自治センター	角田市佐倉字町裏一番 155 番地	昭和46年12月15日	市教育委員会
北郷自治センター	角田市岡字阿弥陀入 33 番地 1	昭和48年 2月25日	市教育委員会
西根自治センター	角田市高倉字本町 15 番地	昭和48年 3月30日	市教育委員会

公民館関係施設の職員数(人)・勤務(雇用)形態					合 計	
区 分		館長または分館長	公民館主事	その他職員		うち社会教育主事の資格を有する者
専 任	男			1	1	
	女			2	2	1
兼 任	男	1			1	
	女					
非常勤	男	7	1		8	1
	女	1	22		23	
指定管理者	男					
	女					

【公民館以外で管轄の社会教育施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
角田市図書館	角田市角田字牛館 10 番地	昭和 46 年 6 月 1 日	市教育委員会
角田市郷土資料館	角田市角田字町 17 番地	明治初期(昭和 62 年 7 月 1 日開館)	市教育委員会

施設共通の課題等(自由記述)

○各自治センターにおいて様々な分野の事業が展開されている
 ○小学校区ごとに自治センターが設置されており、地域や学校と連携した事業を行っている地区もある
 ○現在、地域で役割を担っているのは 70 代が中心である。その下の代は地域活動に対し負担感があり、参加についても消極的な傾向がある
 ○高齢者は事業への参加率が高く、高齢者コミュニティの維持はできているが、60 代以下の人間関係が希薄化しており、地域を維持していくにあたって自治センター職員は不安感を持っている
 ○若者を対象とする事業は、若者が地域に少ない、仕事が忙しいなどの理由から参加人数の確保が難しい
 ○自治センターは、平成 19 年度より公民館事業に加えて住民自治組織「地区振興協議会」の事務局業務も行っており、業務の幅が広がってきている

施設の名称・所在地		建築年月日			
角田自治センター 〒981-1505 角田市角田字牛館19番地5 (TEL 0224-63-2224) (FAX 0224-63-5559) 開館時間・休館日等 開館時間：午前8時30分～午後9時 休館日：第3月曜日、年末年始		昭和49年3月25日			
運営形態(施設の管理者) 直営(教育委員会生涯学習課)		対象地区人口 10,641人 (令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男	1		1
		女			
	非常勤	男		3	3
女					
指定管理者	男				
女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○集会室 ○会議室 ○和室 ○サークル室 ○軽運動場 【使用料の減免について】 無料		平成18年12月20日 「角田市公民館設置条例」を改正した「角田市自治センター条例」制定 平成19年4月1日 地域づくりの拠点施設として、市内公民館の名称が「自治センター」に変更 「勤労青少年ホーム」を廃止し、「角田自治センター」として新たに設置される。これまで中央公民館が実施していた角田地区の社会教育事業を角田自治センターが承継し、中央公民館が廃止された。			
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)			
【少年教育】 ○寺子屋塾 【成人教育】 ○成人講座 【家庭教育】 ○家庭教育学級 ○ラッコちゃん広場 【高齢者教育】 ○いきいき笑楽校 【芸術・文化】 ○祭りばやし講習会 【社会体育】 ○地区スポーツ大会 【コミュニティ】 ○地域づくり学習会		○施設の老朽化。利用者も多く大きい施設であるため、維持管理に苦労している ○対象地区人口が多く、視察研修など事業によっては募集より参加希望者が多くなるため、希望に応えられないことがある ○子育て世代のような若い世代が集まりにくい			

施設の名称・所在地		建築年月日			
横倉自治センター 〒981-2314 角田市横倉字杉の堂40番地 (TEL 0224-62-2314) (FAX 0224-63-5357) 開館時間・休館日等 開館時間：午前8時30分～午後9時 休館日：年末年始		昭和51年2月2日			
運営形態(施設の管理者) 直営(教育委員会生涯学習課)		対象地区人口 3,027人 (令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男			
		女			
	非常勤	男	1	2	3
女					
指定管理者	男				
女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○ホール ○小会議室 ○会議室(和室) ○図書室 ○調理実習室 【使用料の減免について】 無料		昭和43年12月 「角田市公民館設置条例」の改正により地区公民館は独立館へ 昭和51年2月2日 横倉公民館竣工 平成18年12月20日 「角田市公民館設置条例」を改正した「角田市自治センター条例」制定 平成19年4月1日 地域づくりの拠点施設として、市内公民館の名称が「自治センター」に変更			
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)			
【少年教育】 ○少年ふるさと教室 ○インリーダー研修会 ○いご・しょうぎ教室 【成人教育】 ○成人講座 ○趣味の工房 【家庭教育】 ○横倉あそびっこ 【高齢者教育】 ○豊齢者楽級 ○敬老の集い 【社会体育】 ○地区民球技大会 ○地区民健康まつり大運動会 ○趣味のスポーツ教室 【コミュニティ】 ○横倉まつり 【一 般】 ○趣味のクラブ		○地域活動に積極的な世代は70代。40～60代は仕事等の理由からなかなか参加しない ○若い世代が地域に対して関心が低い ○現在の70代が地域活動から引退していくと、次の世代はどうなるのか			

施設の名称・所在地				建築年月日		
小田自治センター 〒981 - 1514 角田市小田字福田 80 番地 (TEL 0224 - 62 - 4292) (FAX 0224 - 62 - 4292)				昭和 52 年 2 月 19 日		
開館時間・休館日等		運営形態 (施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 9 時 休館日：年末年始		直営 (教育委員会生涯学習課)		662人 (令和元年 12 月末)		
施設の外観	職員数 (人)・勤務 (雇用) 形態				合 計	
	区 分	館長または 分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の 資格を有するもの	
					専 任	兼 任
		男				
		女				
		男	1		1	
	女		2	2		
	男					
	女					
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】 ○ホール ○小会議室 ○研修室 (和室) ○図書室 ○調理室 ○体育館 (旧小田小学校) 【使用料の減免について】 無料				昭和 43 年 12 月 「角田市公民館設置条例」の改正により地区公民館は独立館へ 昭和 52 年 2 月 19 日 小田公民館竣工。これにより市内の小学校区ごとの施設の整備が完了する 平成 18 年 12 月 20 日 「角田市公民館設置条例」を改正した「角田市自治センター条例」制定 平成 19 年 4 月 1 日 地域づくりの拠点施設として、市内公民館の名称が「自治センター」に変更		
主な事業・行事について				施設の課題等 (自由記述)		
【少年教育】 ○体験学習 【成人教育】 ○成人講座 【婦人教育】 ○婦人講座 【高齢者教育】 ○桜の木学級 【芸術・文化】 ○自治センターまつり (敬老の集い、とくら祭り等) ○とくら太鼓伝承活動 【社会体育】 ○地区民ハイキング 【コミュニティ】 ○花いっぱい運動				○事業参加者の高齢化、固定化。地域活動の中心は 60～70 代で、この世代が引退すると次の世代は地域とのコミュニケーションが少なく、参加してこない ○小学校廃校に伴い、地域と子供達とのつながりが減っている。小田地区の伝統芸能である「とくら太鼓」も小田地区の子供だけでは存続できず、他地区の子供にも応援をもらっている ○参加者に高齢者が多いため、事業負担金が増える等参加者が減少する ○次世代との協力、中年世代、若者世代がつながるきっかけがつかない。地域への関心もない。地域発展のためにはこの世代が地域へ関心を持ってもらうことが必要		

施設の名称・所在地				建築年月日		
枝野自治センター 〒 981 - 1504 角田市島田字光畑 57 番地 1 (TEL 0224 - 63 - 2141) (FAX 0224 - 63 - 5358)				昭和 49 年 3 月 25 日		
開館時間・休館日等		運営形態 (施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 9 時 休館日：年末年始		直営 (教育委員会生涯学習課)		1,655人 (令和元年 12 月末)		
施設の外観	職員数 (人)・勤務 (雇用) 形態				合 計	
	区 分	館長または 分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の 資格を有するもの	
					専 任	兼 任
		男				
		女				
		男	1		1	
	女		2	2		
	男					
	女					
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】 ○ホール ○小会議室 ○研修室 (和室) ○図書室 ○調理室 ○館庭 (ゲートボール競技用 2 面他) 【使用料の減免について】 無料				昭和 43 年 12 月 「角田市公民館設置条例」の改正により地区公民館は独立館へ 昭和 49 年 3 月 25 日 枝野公民館竣工 平成 18 年 12 月 20 日 「角田市公民館設置条例」を改正した「角田市自治センター条例」制定 平成 19 年 4 月 1 日 地域づくりの拠点施設として、市内公民館の名称が「自治センター」に変更		
主な事業・行事について				施設の課題等 (自由記述)		
【少年教育】 ○少年ふれあい広場 ○インリーダー研修会 【成人教育】 ○囲碁・将棋大会 ○成人ふるさとセミナー 【家庭教育】 ○ひよこランド 【婦人教育】 ○趣味の工房 【高齢者教育】 ○長生大学 【芸術・文化】 ○ふるさとまつり ○自治センターまつり 【社会体育】 ○球技大会 ○地区民運動会 ○スポーツ・レクリエーション教室 【コミュニティ】 ○花いっぱい運動				○地域力の低下 ○各地区でも少子高齢化が課題となっているが、地域によって中身が違う。そのため、住民の声をよく聞き、今何をすべきか、優先順位を決めながら取り組まなければならない ○人材がいらないため、今いる人達がやりやすい環境づくり ○若い人が「この地域にいても良い」と思える環境や、この地域で仕事ができる環境づくり ○「行政ができないならば地域で」と住民が思えるような自主性を育むこと		

施設の名称・所在地		建築年月日			
藤尾自治センター 〒981-1514 角田市小田字福田80番地 (TEL 0224-63-2132) (FAX 0224-61-1055)		昭和50年3月20日			
開館時間：午前8時30分～午後9時 休館日：年末年始	運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会生涯学習課）	対象地区人口 2,426人 （令和元年12月末）			
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男			
		女			
	非常勤	男	1		1
女			3	3	
指定管理者	男				
女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○ホール ○研修室（和室） ○図書室 ○調理室 【使用料の減免について】 無料		昭和43年12月 「角田市民館設置条例」の改正により地区公民館は独立館へ 昭和50年3月20日 藤尾公民館竣工 平成18年12月20日 「角田市民館設置条例」を改正した「角田市自治センター条例」制定 平成19年4月1日 地域づくりの拠点施設として、市内公民館の名称が「自治センター」に変更			
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）			
【少年教育】 ○少年体験教室（子供料理教室、インリダー研修会） 【成人教育】 ○いきいき学級 ○趣味の教室 ○公民館事業推進員研修会 【婦人教育】 ○エプロンセミナー 【高齢者教育】 ○長生楽級 【芸術・文化】 ○ふるさとまつり 【社会体育】 ○球技大会 ○運動会 【コミュニティ】 ○花いっぱい運動 ○敬老の会		○若者が集まらない ○若者向けの事業は土日や夜間など時間が限られるし、企画しても参加者は少ない ○SNSなどのネット環境が整っていない中、若者への周知や気軽な申込がしにくい ○小学生を対象にした事業は子供も忙しいため集まらない ○現在、地区の高齢者はつながっている人が多く、事業にもそのつながりなどで多くの参加者が集まる ○次の世代が同じようにつながれるのか懸念している			

施設の名称・所在地		建築年月日			
東根自治センター 〒981-1533 角田市平貫字土浮102番地 (TEL 0224-69-2111) (FAX 0224-69-2410)		昭和57年3月18日			
開館時間：午前8時30分～午後9時 休館日：年末年始	運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会生涯学習課）	対象地区人口 430人 （令和元年12月末）			
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男			
		女			
	非常勤	男	1	1	2
女			2	2	
指定管理者	男				
女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○大集会室（軽運動場） ○研修室（和室） ○図書室兼談話室 ○調理室 （※台風19号の被害により一部のみ貸館） 【使用料の減免について】 無料		昭和43年12月 「角田市民館設置条例」の改正により地区公民館は独立館へ 昭和44年3月 東根公民館竣工 昭和57年3月18日 地盤軟弱による機能低下のため軽運動場を有して新しく建設 平成18年12月20日 「角田市民館設置条例」を改正した「角田市自治センター条例」制定 平成19年4月1日 地域づくりの拠点施設として、市内公民館の名称が「自治センター」に変更			
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）			
【少年教育】 ○少年ふるさと学習（体験教室キャンプ） ○少年スポーツ教室 ○東根子供ネットワーク（ハイキング・クッキング・グラウンドゲーム教室） 【青年教育】 ○青年地域活動推進事業 【成人教育】 ○ふるさとづくり（議会傍聴、社会見学） ○成人学級 【婦人教育】 ○婦人学級 【高齢者教育】 ○高齢者学級 【芸術・文化】 ○ふるさとまつり 【社会体育】 ○地区民球技大会 ○東根小学校・地区民合同大運動会 【コミュニティ】 ○コミュニティ推進活動 ○環境美化推進運動（花いっぱいコンクール等）		○小学校が統合されるため今後のことについて住民と話し合う場を設けている。学校跡地の利活用については、まだ具体的な動きができない状態 ○地区振興協議会の今後について ○地域課題について地区民と話す場をつくっているが、今後行政改革などがあるため、それに伴いどう発展させていくか			

施設の名称・所在地		建築年月日			
権自治センター 〒981 - 1522 角田市佐倉字町裏一番 155 番地 (TEL 0224 - 69 - 2111) (FAX 0224 - 63 - 5360)		昭和 46 年 12 月 15 日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)			
開館時間: 午前 8 時 30 分~午後 9 時 休館日: 年末年始		直営(教育委員会生涯学習課)			
		対象地区人口			
		3, 470 人 (令和元年 12 月末)			
施設の exterior	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合計	
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	
	専任	男			
		女			
	兼任	男			
		女			
非常勤	男	1	2	1	
	女			2	
指定管理者	男				
女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○ホール ○研修室(和室) ○図書室 ○調理室 【使用料の減免について】 無料		昭和 43 年 12 月 「角田市公民館設置条例」の改正により地区公民館は独立館へ 昭和 46 年 12 月 15 日 権公民館竣工 平成 18 年 12 月 20 日 「角田市公民館設置条例」を改正した「角田市自治センター条例」制定 平成 19 年 4 月 1 日 地域づくりの拠点施設として、市内公民館の名称が「自治センター」に変更			
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)			
【少年教育】 ○インリーダー研修会 ○親子グラウンドゴルフ大会 ○おひな様づくり ○桜チャレンジ広場 【成人教育】 ○いきいき健康講座 ○趣味の講座 【家庭教育】 ○桜ちびっこクラブ 【婦人教育】 ○ミセス講座 ○視察研修 ○手芸教室 【高齢者教育】 ○いきいき大学(出前学級) ○史跡探訪 ○敬老の集い ○センター長杯グラウンドゴルフ大会 ○桜いきいきクラブ 【芸術・文化】 ○地区民ふるさと祭り 【社会体育】 ○地区民球技大会 ○桜小・地区民合同大運動会 【コミュニティ】 ○囲碁・将棋大会		○若者をつなぐ仕組みづくり ○従来は青年会や消防団等の団体でつながっていた。現在はそのつながりは弱く、自治センター事業の運動会や球技大会で維持を図っている ○これまで公民館事業として趣味的な講座をやっていたが、専門的に学びたい人は外で学んでいる ○人のつながりをつくる事業の実施			

施設の名称・所在地		建築年月日			
北郷自治センター 〒 981 - 1524 角田市岡字阿弥陀入 33 番地 1 (TEL 0224 - 68 - 2111) (FAX 0224 - 67 - 1055)		昭和 48 年 3 月 25 日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)			
開館時間: 午前 8 時 30 分~午後 9 時 休館日: 年末年始		直営(教育委員会生涯学習課)			
		対象地区人口			
		3, 539 人 (令和元年 12 月末)			
施設の exterior	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合計	
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	
	専任	男			
		女			
	兼任	男			
		女			
非常勤	男	1	3	1	
	女			3	
指定管理者	男				
女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○ホール ○研修室(和室) ○図書室 ○調理室 (※台風 19 号の被害により一部のみ貸館) 【使用料の減免について】 無料		昭和 43 年 12 月 「角田市公民館設置条例」の改正により地区公民館は独立館へ 昭和 48 年 3 月 25 日 北郷公民館竣工 平成 18 年 12 月 20 日 「角田市公民館設置条例」を改正した「角田市自治センター条例」制定 平成 19 年 4 月 1 日 地域づくりの拠点施設として、市内公民館の名称が「自治センター」に変更			
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)			
【少年教育】 ○少年ふるさと学習(インリーダー研修会, 親子レクリエーション) 【成人教育】 ○成人講座 【家庭教育】 ○ちびっこ広場 【高齢者教育】 ○はつらつ学級 ○敬老の集い並びにふるさと祭り 【社会体育】 ○地区民球技大会 ○健康まつり 【コミュニティ】 ○コミュニティ推進事業 ○花のあるまちづくり運動		○若い参加者が少ない ○若い人に役割をお願いしても断られてしまう ○なり手がいない ○リーダーの育成が上手くいっておらず、次世代につながっていない			

施設の名称・所在地		建築年月日					
西根自治センター 〒981-1516 角田市高倉字本町15番地 (TEL 0224-65-2111) (FAX 0224-67-3001) 開館時間・休館日等 開館時間：午前8時30分～午後9時 休館日：年末年始		昭和48年3月30日					
運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会生涯学習課）		対象地区人口 2,146人 (令和元年12月末)					
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合計			
	区分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
		専任	兼任				
		男					
		女					
		男					
		女					
	男	1		1	1		
	女		3	3			
	男						
	女						
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて					
【部屋】 ○ホール ○研修室（和室） ○図書室 ○調理室 ○武徳館（武道場） 【使用料の減免について】 無料		昭和43年12月 「角田市公民館設置条例」の改正により地区公民館は独立館へ 昭和47年3月30日 西根公民館竣工 平成18年12月20日 「角田市公民館設置条例」を改正した「角田市自治センター条例」制定 平成19年4月1日 地域づくりの拠点施設として、市内公民館の名称が「自治センター」に変更					
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）					
【少年教育】 ○子供体験教室（インリーダー研修会等） ○ふれあい広場 【青年教育】 ○青年交流事業 【成人教育】 ○成人講座 【家庭教育】 ○親子広場 ○たんぼ広場 【婦人教育】 ○女性セミナー 【高齢者教育】 ○熟年広場 【芸術・文化】 ○ふるさと敬老の集い ○趣味の教室 ○いきいきフェスティバル ○多世代交流事業 【社会体育】 ○地区民球技大会 ○地区民合同大運動会 ○高齢者スポーツ交流会 ○健康づくりウォーキング 【コミュニティ】 ○環境整備・美化運動（花いっぱい運動）		○地区の人口減少、高齢化 ○地区の草刈りや道路整備等の地域活動に参加できる人が少ない ○子供が少なく、幼稚園は今年度まで、小学校も今後閉校する ○一方で、地域を盛り上げようと、住民が実行委員となって様々なイベントが行われている					

蔵 王 町

【公民館施設を主管する機関】

機関の名称・所在地	市町の人口
蔵王町教育委員会生涯学習課 〒989-0821 刈田郡蔵王町大字円田字西浦5番地 (TEL 0224 - 33 - 2018) (FAX 0224 - 33 - 2019) (E-mail shougaigakushu@town.zao.miyagi.jp)	11,846人 (令和元年12月末)

【公民館関係施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
蔵王町ふるさと文化会館 (蔵王町公民館、永野地区公民館)	刈田郡蔵王町大字円田字西浦5	平成16年 7月22日	町教育委員会
円田地区公民館	刈田郡蔵王町大字円田字堀の内4	昭和53年 4月 1日	町教育委員会
平沢地区公民館	刈田郡蔵王町大字平沢字内屋敷14-1	昭和52年 6月 1日	町教育委員会
宮地区公民館	刈田郡蔵王町宮字町21	昭和53年 4月 1日	町教育委員会
遠刈田地区公民館	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山18-1	昭和52年 6月 1日	町教育委員会

公民館関係施設の職員数(人)・勤務(雇用)形態					合 計	
区 分		館長または 分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の 資格を有するもの	
専 任	男					
	女			4	4	
兼 任	男	1		11	12	3
	女			12	12	
非常勤	男	5		1	6	
	女			3	3	
指定管理者	男					
	女					

【公民館以外で管轄の社会教育施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
伝統産業会館(みやぎ蔵王こけし館)	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字新地西裏山36-135	昭和59年 4月 1日	町農林観光課
蔵王町立図書館	刈田郡蔵王町大字円田字西浦5	平成16年 7月22日	町教育委員会
小野さつき訓導遺徳顕彰記念館	刈田郡蔵王町宮字井戸井32	昭和62年 7月 7日	町立宮小学校

施設共通の課題等(自由記述)

○公民館では、部員や行事に関わる講師の後継者が不足している。また、多くの行事において参加者が固定的であり、内容もマンネリ化している傾向にある。

○施設の多くが老朽化しており、多額の修繕費用が必要となっている。

施設の名称・所在地		建築年月日				
蔵王町ふるさと文化会館 ございんホール（兼 蔵王町公民館、永野地区公民館） 〒989-0821 刈田郡蔵王町大字円田字西浦5番地 (TEL 0224-33-2018) (FAX 0224-33-2018) (E-mail shougaiyakushu@town.zao.miyagi.jp)		平成16年7月22日				
開館時間・休館日等		運営形態（施設の管理者）				
開館時間：午前8時30分～午後10時 休館日：第1月曜日（祝日の場合、翌日）、年末年始		直営（教育委員会生涯学習課）				
		対象地区人口				
		11,846人（2,416人） （令和元年12月末）				
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合 計		
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員	
	専 任	男				
		女				
	兼 任	男	1		8	9
		女			7	
	非常勤	男	1		1	2
		女			3	
指定管理者	男				3	
女						
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】○多目的ホール ○第1・2楽屋 ○第1・2会議室 ○第1・2和室 ○第1・2・3研修室 ○スタジオ ○創作の部屋 ○調理室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合		平成17年7月22日 設置・供用開始				
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）				
<蔵王町ふるさと文化会館> 【青少年教育】 ○イングリッシュフェスタ&シネマ 【文化芸術】 ○さおうふれあいコンサート ○ふたり昭和歌謡祭 <蔵王町公民館> 【文化・芸術】 ○巨大絵画を描こう ○子供のための絵画教室 ○学校訪問アウトリーチ 【地域教育・活動】 ○ございんまつり ○成人式 ○賀詞交歓会 ○松川の石ころ図鑑を作ろう 【青少年教育】 ○ございんわくわく工作教室 ○音楽アウトリーチ 【成人教育】 ○ネイティブスピーカーから学ぶ英会話教室 ○ドローン講座 ○ピラティス教室 【家庭教育】 ○リフレッシュ MamaCafe♪ 【高齢者教育】 ○俳句教室 ○60歳から始める豊かな生活の準備教室 <永野地区公民館> 【地域教育・活動】 ○永野たんけん隊 ○永野地区民体育大会 ○永野米コメクラブ ○みちのく郷土の史跡めぐり ○永野小学校学校間交流 ○ふるさと伝承教室 ○新春のつどい		<蔵王町ふるさと文化会館> ○文化会館の設置目的に関する条例が未制定である。 ○営利目的の使用に関して、その判断基準が曖昧である。 <蔵王町公民館> ○公民館講座の参加者が自主サークルを立ち上げるための支援（運営のノウハウや使用料の減免措置など）を整備する必要がある。 <永野地区公民館> ○公民館部員や、行事に関わる講師の後継者が不足している。 ○多くの行事において、参加者が固定的であり内容もマンネリ化している。				

施設の名称・所在地		建築年月日				
円田地区公民館 〒989-0821 刈田郡蔵王町大字円田字堀の内4 (TEL 0224-33-2332) (FAX 0224-33-2047)		昭和53年4月1日				
開館時間・休館日等		運営形態（施設の管理者）				
開館時間：午前8時30分～午後10時 休館日：月曜日（祝日の場合、翌日）、年末年始		直営（教育委員会生涯学習課）				
		対象地区人口				
		1,791人 （令和元年12月末）				
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合 計		
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員	
	専 任	男				
		女				
	兼 任	男			1	1
		女			1	
	非常勤	男	1		1	1
		女				
指定管理者	男					
女						
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】○ホール ○和室 ○調理室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合		昭和53年4月1日 設置・供用開始				
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）				
【地域教育・活動】○円田地区ゲートボール大会 ○史跡めぐり ○夕涼み会 ○凧作り教室 【世代間交流】○ソーセージ作り体験 ○親子レクリエーション大会 ○円田地区民運動会 ○親子風揚げ大会		○公民館部員や、行事に関わる講師の後継者が不足している。 ○多くの行事において、参加者が固定的であり内容もマンネリ化している。				

施設の名称・所在地				建築年月日		
平沢地区公民館 〒989-0831 刈田郡蔵王町大字平沢字内屋敷 14-1 (TEL 0224 - 33 - 2220) (FAX 0224 - 33 - 2220 .)				昭和 52 年 6 月 1 日		
開館時間・休館日等		運営形態 (施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：第 1 月曜日 (祝日の場合、翌日)、年末年始		直営 (教育委員会生涯学習課)		1, 477 人 (令和元年 12 月末)		
施設の外観	職員数 (人)・勤務 (雇用) 形態				合 計	
	区 分		館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
	専 任	男				
		女			1	1
	兼 任	男			1	1
		女			1	1
	非常勤	男	1			1
	女					
指定管理者	男					
	女					
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○ホール ○青年室 ○婦人室 ○和室 ○調理室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合				昭和 52 年 6 月 1 日 設置・供用開始		
主な事業・行事について				施設の課題等 (自由記述)		
【地域教育・活動】○グラウンドゴルフ大会 ○平沢大運動会 ○史跡めぐり ○北部地区夏祭り ○親子レクリエーション大会 ○クリスマス会 【成人教育】○一品料理教室 ○整体教室				○公民館部員や、行事に関わる講師の後継者が不足している。 ○多くの行事において、参加者が固定的であり内容もマンネリ化している。		

施設の名称・所在地				建築年月日		
宮地区公民館 〒989 - 0701 刈田郡蔵王町宮字町 2-1 (TEL 0224 - 33 - 2311) (FAX 0224 - 32 - 2341)				昭和 53 年 4 月 1 日		
開館時間・休館日等		運営形態 (施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：第 1 月曜日 (祝日の場合、翌日)、年末年始		直営 (教育委員会生涯学習課)		3, 436 人 (令和元年 12 月末)		
施設の外観	職員数 (人)・勤務 (雇用) 形態				合 計	
	区 分		館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
	専 任	男				
		女			1	1
	兼 任	男			2	2
		女				
	非常勤	男	1			1
	女					
指定管理者	男					
	女					
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○ホール ○第 1・2 和室 ○調理室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合				昭和 44 年 4 月 1 日 設置・供用開始		
主な事業・行事について				施設の課題等 (自由記述)		
【地域教育・活動】○宮地区大運動会 ○史跡めぐり ○宮地区新春ゲートボール大会 ○宮夕涼み会 ○陶芸教室 ○宮地区新春のつどい ○フラワーアレンジメント教室				○公民館部員や、行事に関わる講師の後継者が不足している。 ○多くの行事において、参加者が固定的であり内容もマンネリ化している。 ○本年度で建物が耐用年数を迎える。		

施設の名称・所在地		建築年月日
遠刈田地区公民館 〒989 - 0701 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山 18-1 (TEL 0224 - 32 - 233) (FAX 0224 - 34 - 2376)		昭和 52 年 6 月 1 日
開館時間・休館日等	運営形態（施設の管理者）	対象地区人口
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：第 1 月曜日（祝日の場合、翌日）、年末年始	直営（教育委員会生涯学習課）	2, 7 2 6 人 (令和元年 1 2 月末)

施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計	
	区 分	館長または 分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の 資格を有するもの	
	専 任	男				
		女			1	1
	兼 任	男			1	1
		女			1	1
	非常勤	男	1			1
		女				
指定管理者	男					
	女					

部屋・設備	過去の運営形態等の移り変わりについて
【部屋】○大ホール ○第 1・2・3 研修室 ○視聴覚室 ○調理実習室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合	昭和 58 年 4 月 1 日 設置・供用開始

主な事業・行事について	施設の課題等（自由記述）
【地域教育・活動】○遠刈田地区民運動会 ○なつまつり ○ふれあい史跡めぐり ○グラウンドゴルフ大会 【成人教育】○簡単！おいしい！お料理教室 ○挑戦しよう！本格和菓子作り	○公民館部員や、行事に関わる講師の後継者が不足している。 ○多くの行事において、参加者が固定的であり内容もマンネリ化している。

七ヶ宿町

【公民館施設を主管する機関】

機関の名称・所在地	市町の人口
七ヶ宿町教育委員会 〒989-0592 刈田郡七ヶ宿町字関 126 (TEL 0224-37-2195) (FAX 0224-37-2203) (E-mail shichi41@town.shichikashuku.miyagi.jp)	1, 376人 (令和元年12月末)

【公民館関係施設に関する一覧】

施設の名 称	所在地	建築年月日	施設の管理者
七ヶ宿町公民館	刈田郡七ヶ宿町字関 126	昭和 47 年 10 月 30 日	町教育委員会
横川分館	刈田郡七ヶ宿町字横川 11 番地 2	昭和 59 年 12 月 20 日	町教育委員会
長老分館	刈田郡七ヶ宿町字長老 295 番地 4	平成 11 年 3 月 25 日	町教育委員会
矢立分館	刈田郡七ヶ宿町字矢立 26 番地 3	平成 10 年 3 月 5 日	町教育委員会
滑津分館	刈田郡七ヶ宿町字愛宕下 47 番地 1	平成 10 年 3 月 20 日	町教育委員会
峠田分館	刈田郡七ヶ宿町字滝下 10 番地 1	平成 5 年 3 月 31 日	町教育委員会
湯原分館	刈田郡七ヶ宿町字湯原 78 番地	平成 7 年 2 月 16 日	町教育委員会
干蒲分館	刈田郡七ヶ宿町字行人原道上 43 番地 2	平成 12 年 2 月 22 日	町教育委員会

公民館関係施設の職員数（人）・勤務（雇用）形態					合 計	
区 分		館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
専 任	男					
	女					
兼 任	男	1			1	
	女			1	1	1
非常勤	男	8	3		11	1
	女		4	1	5	1
指定管理者	男					
	女					

【公民館以外で管轄の社会教育施設に関する一覧】


施設の名 称	所在地	建築年月日	施設の管理者
七ヶ宿町水と歴史の館	刈田郡七ヶ宿町字上野 8 番地の 1	平成 4 年 12 月 22 日	町教育委員会
七ヶ宿町活性化センター	刈田郡七ヶ宿町字関 94	平成 11 年 6 月 24 日	町教育委員会
湯原コミュニティセンター田中分室	刈田郡七ヶ宿町字田中道下 39 番地 2	平成 7 年 2 月 16 日	町教育委員会

施設共通の課題等（自由記述）

- 施設の老朽化が進んでいる。
- 若い世代による利用，事業への参加が少ない。
- 公民館で何ができるのか（部屋の構成も含む），何の目的で設置されているのか，利用方法が周知されていない。
- バリアフリーのための設備が活かされていない。点字ブロックの上の敷きマットや，スロープや手すり付近への障害物が置かれている。
- 施設利用者の不十分な片付けにより，管理する分館主事への負担感が大きい。

施設の名称・所在地		建築年月日			
七ヶ宿町公民館(兼 関分館, 開発センター) 〒989-0592 刈田郡七ヶ宿町字関 126 (TEL 0224 - 37 - 2195) (FAX 0224 - 37 - 2203) (E-mail shichi41@town.shichikashuku.miyagi.jp)		昭和 47 年 10 月 30 日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)			
開館時間: 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 休館日: 土、日、祝日、年末年始 (ただし、分館としての利用は利用者からの申請に基づき随時)		直営(町教育委員会)			
		対象地区人口			
		1,373人 (令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計 うち社会教育主事の 資格を有するもの	
	区 分	館長または 分館長			
		男	女		
	専 任				
	兼 任	1			1
非常勤	1	1	1		
指定管理者					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○事務室 ○1階和室 ○2階研修室 ○図書室 ○3階集會室 ○保育室 ○調理室 ○食堂 【使用料の減免について】 町長は、公共的団体が公益のため使用する場合その他必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 使用者が町外居住者の場合は、2倍の額とする。		昭和 44 年 10 月 1 日 町民体育館内に公民館を設置。 昭和 47 年 10 月 30 日 現在の場所である開発センターが完成し、公民館を移転。 昭和 53 年 4 月 1 日 各地区に分館を設置し、分館長と分館主事により整備保全を行うこととした。			
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)			
<七ヶ宿町公民館> 【家庭教育】 ○ほっぼクラブ 【青少年教育】 ○ジュニアリーダー事業(クリスマス会・ジュニアと遊ぼう) 【成人教育】 ○成人式実行委員会 ○自衛術講座 ○スワッグづくり(女性) 【高齢者教育】 ○豊齢者大学(1・2・3 お散歩クラブ、ディスコンクラブ、園芸クラブ) 【地域教育・活動】 ○ふるさとまつり ○成人式 ○No! ほっち手紙運動 【読書活動】 ○絵本の読み聞かせボランティア <関分館> 【地域教育・活動】 ○自治会総会 ○盆踊り大会 ○地域づくり委員会		○施設の老朽化が進んでいる。 ○バリアフリーの整備が不十分である。 ○移住者と分館長、分館主事との繋がりが希薄になっている。 ○事業の参加者が固定化しているため、若い世代をいかに巻き込んでいくのが課題となっている。			

施設の名称・所在地		建築年月日			
横川分館 〒989-0503 刈田郡七ヶ宿町字横川 11 番地 2 (TEL 0224 - 37 - 2843)		昭和 59 年 12 月 20 日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)			
開館時間: 利用者からの申請に基づき随時 休館日: 利用者からの申請に基づき随時		直営(町教育委員会)			
		対象地区人口			
		146人 (令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計 うち社会教育主事の 資格を有するもの	
	区 分	館長または 分館長			
		男	女		
	専 任				
	兼 任				
非常勤	1	1	2		
指定管理者					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
○運動室 ○和室 ○調理室 【使用料の減免について】 町長は、公共的団体が公益のため使用する場合その他必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 使用者が町外居住者の場合は、2倍の額とする。		昭和 53 年 4 月 1 日 各地区に分館を設置し、分館長と分館主事により整備保全を行うこととした。			
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)			
【地域教育・活動】 ○自治会総会 ○春祭り ○盆踊り大会 ○地域づくり委員会 ○餅つき大会		○施設の老朽化が進んでいる。 ○地区行事の参加者の固定化。			

施設の名称・所在地				建築年月日		
長老分館 〒989-0508 刈田郡七ヶ宿町字長老 295 番地 4 (TEL 0224 - 37 - 2851)				平成 11 年 3 月 25 日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間:使用者からの申請に基づき随時 休館日:使用者からの申請に基づき随時		直営(町教育委員会)		40人 (令和元年12月末)		
	施設の外観			職員数(人)・勤務(雇用)形態		合計
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	専任	男				
		女				
	兼任	男				
		女				
非常勤	男	1	1	2		
指定管理者	男					
女						
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
<input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 調理室 【使用料の減免について】 町長は、公共的団体が公益のため使用する場合その他必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 使用者が町外居住者の場合は、2 倍の額とする。				昭和 53 年 4 月 1 日 各地区に分館を設置し、分館長と分館主事により整備保全を行うこととした。		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【地域教育・活動】 <input type="checkbox"/> 自治会総会 <input type="checkbox"/> 盆踊り大会 <input type="checkbox"/> なごみ茶会 <input type="checkbox"/> 食政伝達講習会 <input type="checkbox"/> 地域づくり委員会				<input type="checkbox"/> 施設の老朽化が進んでいる。 <input type="checkbox"/> 地域の人口が減少し、地区行事の継続が難しくなってきた。		

施設の名称・所在地				建築年月日		
矢立分館 〒989-0531 刈田郡七ヶ宿町字矢立 26 番地 3 (TEL 0224 - 37 - 2090)				平成 10 年 3 月 5 日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間:使用者からの申請に基づき随時 休館日:使用者からの申請に基づき随時		直営(町教育委員会)		93人 (令和元年12月末)		
	施設の外観			職員数(人)・勤務(雇用)形態		合計
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	専任	男				
		女				
	兼任	男				
		女				
非常勤	男	1		1		
指定管理者	男					
女						
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
<input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 調理室 【使用料の減免について】 町長は、公共的団体が公益のため使用する場合その他必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 使用者が町外居住者の場合は、2 倍の額とする。				昭和 53 年 4 月 1 日 各地区に分館を設置し、分館長と分館主事により整備保全を行うこととした。		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【地域教育・活動】 <input type="checkbox"/> 行事の実施は無く、地域の集いに使われる				<input type="checkbox"/> 施設の老朽化が進んでいる。		

施設の名称・所在地		建築年月日			
滑津分館 〒989-0556 刈田郡七ヶ宿町字愛宕下 47 番地 1 (TEL 0224 - 37 - 2844)		平成 10 年 3 月 20 日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)			
開館時間: 利用者からの申請に基づき随時 休館日: 利用者からの申請に基づき随時		直営(町教育委員会)			
		対象地区人口 134人 (令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男			
		女			
	非常勤	男	1		1
女			1	1	
指定管理者	男				
	女				
部屋・設備 <input type="checkbox"/> 運動室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 談話室 【使用料の減免について】 町長は、公共的団体が公益のため使用する場合その他必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 使用者が町外居住者の場合は、2 倍の額とする。		過去の運営形態等の移り変わりについて 昭和 53 年 4 月 1 日 各地区に分館を設置し、分館長と分館主事により整備保全を行うこととした。			
主な事業・行事について 【地域教育・活動】 <input type="checkbox"/> 自治会総会 <input type="checkbox"/> 春祭り <input type="checkbox"/> 盆踊り大会 <input type="checkbox"/> 地域づくり委員会 <input type="checkbox"/> ふれあい交流会 <input type="checkbox"/> どんど祭		施設の課題等(自由記述) <input type="checkbox"/> 施設の老朽化が進んでいる。 <input type="checkbox"/> 地区行事の参加者の固定化。			

施設の名称・所在地		建築年月日			
峠田分館 〒989-0617 刈田郡七ヶ宿町字滝下 10 番地 1 (TEL 0224 - 37 - 3452)		平成 5 年 3 月 31 日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)			
開館時間: 利用者からの申請に基づき随時 休館日: 利用者からの申請に基づき随時		直営(町教育委員会)			
		対象地区人口 117人 (令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男			
		女			
	非常勤	男	1		1
女			1	1	
指定管理者	男				
	女				
部屋・設備 <input type="checkbox"/> 運動室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 浴室 【使用料の減免について】 町長は、公共的団体が公益のため使用する場合その他必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 使用者が町外居住者の場合は、2 倍の額とする。		過去の運営形態等の移り変わりについて 昭和 53 年 4 月 1 日 各地区に分館を設置し、分館長と分館主事により整備保全を行うこととした。			
主な事業・行事について 【地域教育・活動】 <input type="checkbox"/> 自治会総会 <input type="checkbox"/> 春祭り <input type="checkbox"/> 盆踊り大会 <input type="checkbox"/> 地域づくり委員会 <input type="checkbox"/> 秋まつり <input type="checkbox"/> 大般若		施設の課題等(自由記述) <input type="checkbox"/> 施設の老朽化が進んでいる。 <input type="checkbox"/> 地区行事の参加者の固定化。			

施設の名称・所在地		建築年月日			
湯原分館 〒989-0653 刈田郡七ヶ宿町字湯原 78 番地 (TEL 0224 - 37 - 3454)		平成 7 年 2 月 16 日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)			
開館時間: 利用者からの申請に基づき随時 休館日: 利用者からの申請に基づき随時		直営(町教育委員会)			
		対象地区人口			
		202人 (令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男			
		女			
非常勤	男	1		1	
指定管理者	女		1	1	
	男				
女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
○運動室 ○和室 ○調理室 ○ミュージックサロン ○幼児図書室		昭和 53 年 4 月 1 日 各地区に分館を設置し、分館長と分館主事により整備保全を行うこととした。			
【使用料の減免について】 町長は、公共的団体が公益のため使用する場合その他必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 使用者が町外居住者の場合は、2 倍の額とする。					
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)			
【地域教育・活動】 ○自治会総会 ○春祭り ○盆踊り大会 ○地域づくり委員会 ○運動会練習		○施設の老朽化が進んでいる。			

施設の名称・所在地		建築年月日			
干蒲分館 〒989-0644 刈田郡七ヶ宿町字行人原道上 43 番地 2 (TEL 0224 - 37 - 3455)		平成 12 年 2 月 22 日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)			
開館時間: 利用者からの申請に基づき随時 休館日: 利用者からの申請に基づき随時		直営(町教育委員会)			
		対象地区人口			
		25人 (令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男			
		女			
非常勤	男	1	1	2	
指定管理者	女				
	男				
女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
○和室 ○調理室		昭和 53 年 4 月 1 日 各地区に分館を設置し、分館長と分館主事により整備保全を行うこととした。			
【使用料の減免について】 町長は、公共的団体が公益のため使用する場合その他必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 使用者が町外居住者の場合は、2 倍の額とする。					
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)			
【地域教育・活動】 ○自治会総会 ○新年会 ○地区ぐるみ講座 ○健康祭 ○料理教室 ○大般若 ○地域づくり委員会		○施設の老朽化が進んでいる。 ○地区住民の平均年齢が70歳を越えており、地区行事を住民だけで開催することが困難である。行政職員の支援が必要。			

大 河 原 町

【公民館施設を主管する機関】

機関の名称・所在地	市町の人口
大河原町教育委員会生涯学習課 〒989-1241 柴田郡大河原町字町 196 番地 (TEL 0224-53-2758) (FAX 0224-53-4051) (E-mail gakusyu@town.ogawara.miyagi.jp)	23,710人 (令和元年12月末)

【公民館関係施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
大河原町にぎわい交流施設 (大河原町中央公民館)	柴田郡大河原町字町 196 番地	昭和55年 9月26日	町教育委員会
大河原町金ヶ瀬公民館	柴田郡大河原町金ヶ瀬字原 88 番地	昭和61年 2月28日	町教育委員会

公民館関係施設の職員数(人)・勤務(雇用)形態				合計		
区分		館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
専任	男			3		
	女			2		
兼任	男	1				
	女					
非常勤	男					
	女					
指定管理者	男					
	女					

【公民館以外で管轄の社会教育施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
大河原町民俗資料収蔵室	柴田郡大河原町字東 1 番地 2 (大河原中学校テニスコート脇)	昭和58年(2階) 平成 7年(全体)	町教育委員会
大河原町駅前図書館	柴田郡大河原町大谷字町向 126 番地 4	平成12年4月1日 (供用開始)	町教育委員会

施設共通の課題等(自由記述)

近年の家庭環境の変化や地域コミュニティの希薄化などにより、家庭と地域の教育力の低下が課題となっている。また、高齢化の進展により、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの機会の提供がより一層求められている。従って、未就学児から高齢者まで生涯にわたり学ぶことができる環境の構築が必要となる。各種の事業を一体的に展開していくため、社会教育施設の一層の拠点化が継続課題となる。

施設の名称・所在地		建築年月日			
大河原町にぎわい交流施設(大河原町中央公民館) 〒989-1241 柴田郡大河原町字町196番地 (TEL 0224-53-4050) (FAX 0224-53-4051) (E-mail cyu-kou@town.ogawara.miyagi.jp)		昭和55年 9月26日			
開館時間・休館日等 開館時間:午前9時～午後10時 休館日:毎週月曜日(祝日の場合、翌日)、年末年始		運営形態(施設の管理者) 直営(町教育委員会)		対象地区人口 23,710人(令和元年12月末)	
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合計
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	
	専任	男			1
		女			1
	兼任	男	1		
		女			
	非常勤	男			
女					
指定管理者	男				
	女				
部屋・設備 【部屋】○研修室 ○和室 ○創作室 ○会議室 ○大ホール(フロア+ステージ) ○視聴覚室 ○まちづくりルーム 【使用料の減免等について】 (7割減免) ○町文化協会加盟団体 ○町体育協会加盟団体 ○スポーツ少年団加盟団体 ○その他対象団体 ※町外利用者については5割増		過去の運営形態等の移り変わりについて 昭和55年 7月29日 設置 昭和55年 9月15日 供用開始 平成29年10月～平成30年 9月 大規模改修工事・複合施設化 平成30年10月 1日 現行形態供用開始			
主な事業・行事について 【在学青少年事業】○夏の親子昆虫教室 ○夏の体験学習 【青年教育事業】○成人式 【一般成人教育事業】○そば打ち体験講座 【高齢者教育事業】○ゆうゆう学園 【視聴覚教育事業】○視聴覚機器及び教材の貸出援助 【文化振興事業】○町民文化祭 ○各種愛好会活動援助 ○展示・発表会等の協力 【コミュニティ振興事業】○大河原町文化協会事務局		施設の課題等(自由記述) ○若年層による施設利用の促進 ○事業等における参加者の固定化 ○多様なライフスタイル・学習ニーズへの対応 ○営利目的の使用に関する判断基準			

施設の名称・所在地		建築年月日			
大河原町金ヶ瀬公民館 〒989-1224 柴田郡大河原町金ヶ瀬字原88番地 (TEL 0224-52-6635) (FAX 0224-52-6736) (E-mail kana-kou@town.ogawara.miyagi.jp)		昭和61年 2月28日			
開館時間・休館日等 開館時間:午前9時～午後10時 休館日:毎週月曜日(祝日の場合、翌日)、年末年始		運営形態(施設の管理者) 直営(町教育委員会)		対象地区人口 3,607人(令和元年12月末)	
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合計
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	
	専任	男			2
		女			1
	兼任	男	1		
		女			
	非常勤	男			
女					
指定管理者	男				
	女				
部屋・設備 【部屋】○第1研修室 ○第2研修室 ○小会議室 ○会議室 ○調理実習室 ○大集会室(第1・2集会室) 【使用料の減免等について】 (7割減免) ○町文化協会加盟団体 ○町体育協会加盟団体 ○スポーツ少年団加盟団体 ○その他対象団体 ※町外利用者については5割増		過去の運営形態等の移り変わりについて 昭和61年 3月17日 設置 昭和61年 4月 1日 供用開始			
主な事業・行事について 【青少年教育事業】○ちびっこ公民館(全年齢・小学生) ○子供夏まつり 【成人教育事業】○ガーデニング類ち作り教室 ○明るく笑って楽しい教室 ○和紙一閃張り制作体験教室 ○食と健康クッキング教室 ○あの頃あの歌 ~旅の歌~ ○カルトナーズ教室 ○庭木剪定講座 ○花の寄せ植えコーディネート教室 ○ボランティア講師による趣味の講座 ○対象地区(主に金ヶ瀬地区)の各種スポーツ大会等		施設の課題等(自由記述) ○若年層による施設利用の促進 ○事業等における参加者の固定化 ○多様なライフスタイル・学習ニーズへの対応 ○営利目的の使用に関する判断基準			

村 田 町

【公民館施設を主管する機関】

機関の名称・所在地	市町の人口
村田町教育委員会生涯学習課 〒989-1305 柴田郡村田町大字村田字西田 28 (TEL 0224-83-2023) (FAX 0224-83-3385) (E-mail mura-shog@town.murata.lg.jp)	10,800人 (令和元年12月末)

【公民館関係施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
沼辺地区公民館	柴田郡村田町大字沼辺字学校前 62	昭和53年 3月31日	町教育委員会
菅生地区公民館	柴田郡村田町大字菅生字宮根 59	昭和55年 3月25日	町教育委員会
小泉地区公民館	柴田郡村田町大字小泉字古館 1-2	昭和49年12月	町教育委員会
西足立地区公民館	柴田郡村田町大字足立字明神 93	昭和51年12月20日	町教育委員会
東足立地区公民館	柴田郡村田町大字足立字岫 13	昭和56年 3月10日	町教育委員会
姥ヶ懐地区公民館	柴田郡村田町大字小泉字朮石 29	昭和63年 3月20日	町教育委員会

公民館関係施設の職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計	
区 分		館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
専 任	男				
	女				
兼 任	男		2	1	
	女			1	
非常勤	男	7	4	4	
	女			2	
指定管理者	男				
	女				

【公民館以外で管轄の社会教育施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
村田町歴史みらい館	柴田郡村田町大字村田字迫 85	平成 6 年 3 月	

施設共通の課題等（自由記述）

地域住民が求める多様な学習内容を把握し、よりよい生涯学習事業を実施するとともに、地域学校協働活動の観点から、地域で活動する団体や学校等と協力した事業展開を図る。また、老朽化に対応するため予算の確保に努め、公民館の整備を図る。

施設の名称・所在地		建築年月日			
村田町中央公民館 〒989-1305 柴田郡村田町大字村田字西田 28 (TEL 0224 - 83 - 2023) (FAX 0224 - 83 - 3385) (E-mail mura-shog@town.murata.lg.jp)		昭和 47 年 3 月 20 日			
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会生涯学習課）			
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：年末年始		対象地区人口 ・ 4, 009 人 (令和元年 12 月末)			
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男		1	
		女		1	
	非常勤	男	1		
女					
指定管理者	男				
	女				
部屋・設備 【部屋】 ○大ホール ○会議室① ○和室 ○調理実習室 ○会議室② ○青年室 ○婦人室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体がその本来の事業のために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合 <input type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 <input type="checkbox"/> その他の団体が教育委員会が減免を必要と認める行事のため使用する場合 <input type="checkbox"/> その他教育委員会が減免を必要と認めた場合		過去の運営形態等の移り変わりについて			
主な事業・行事について 【協働教育事業】 ○ボランティア等研修会 【家庭教育事業】 ○家庭教育学級 【少年教育事業】 ○ザ・サイエンスクラブ ○防災キャンプ ○発見合宿 ○春のキャンプ 【青少年教育事業】 ○ジュニア・リーダー活動 【文化財と伝統文化学習事業】 ○文化体験事業 【公民館事業】 ○成人式 ○村田町民文化祭		施設の課題等（自由記述） <input type="checkbox"/> 地域住民が求める多様な学習内容を把握し、地域で活動する団体や学校等と協力した事業展開を図る。 <input type="checkbox"/> 老朽化に対応するため、予算の確保に努める。 ※なお、中央公民館内には教育委員会事務局（教育総務課・生涯学習課）が所在する。			

施設の名称・所在地		建築年月日			
沼辺地区公民館 〒989-1321 柴田郡村田町大字沼辺字学校前 62 (TEL 0224 - 52 - 1644) (FAX - -) (E-mail - -)		昭和 53 年 3 月 31 日			
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会生涯学習課）			
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：年末年始		対象地区人口 ・ 3, 211 人 (令和元年 12 月末)			
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事		その他職員
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男		1	
		女			
	非常勤	男	1		
女				1	
指定管理者	男				
	女				
部屋・設備 【部屋】 ○大ホール ○会議室 ○和室 ○調理実習室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体がその本来の事業のために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合 <input type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 <input type="checkbox"/> その他の団体が教育委員会が減免を必要と認める行事のため使用する場合 <input type="checkbox"/> その他教育委員会が減免を必要と認めた場合		過去の運営形態等の移り変わりについて			
主な事業・行事について <input type="checkbox"/> 夏祭り <input type="checkbox"/> ゴルフ大会 <input type="checkbox"/> 体育祭り <input type="checkbox"/> 球技大会 <input type="checkbox"/> グラウンド・ゴルフ大会 <input type="checkbox"/> 年始会 <input type="checkbox"/> ボウリング大会 <input type="checkbox"/> 講演会 ほか		施設の課題等（自由記述） <input type="checkbox"/> 地区公民館が主体となり、地域住民が自主的に活動に取り組むことができるように支援する。 <input type="checkbox"/> 地区公民館職員が知識やノウハウを習得するよう、各種研修会への積極的な参加を促進する。 <input type="checkbox"/> 老朽化に対応するため、予算の確保に努めるとともに、管理人との連携を密にし、施設の万全な維持管理を図る。			

施設の名称・所在地		建築年月日			
菅生地区公民館 〒989-1301 柴田郡村田町大字菅生字宮根 59 (TEL 0224 - 83 - 2301) (FAX - -) (E-mail)		昭和 55 年 3 月 25 日			
開館時間・休館日等 開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会生涯学習課）			
対象地区人口 596人 (令和元年12月末)					
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計
	区 分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男		1	
		女			
	非常勤	男	1		1
女					
指定管理者	男				
女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○大ホール ○会議室 ○和室 ○調理実習室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体がその本来の事業のために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合 <input type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 <input type="checkbox"/> その他の団体が教育委員会が減免を必要と認める行事のため使用する場合 <input type="checkbox"/> その他の教育委員会が減免を必要と認めた場合					
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）			
<input type="checkbox"/> 敬老会 <input type="checkbox"/> グラウンド・ゴルフ大会 <input type="checkbox"/> 夏祭り <input type="checkbox"/> スポーツ交流会 <input type="checkbox"/> 新年会 ほか		<input type="checkbox"/> 地区公民館が主体となり、地域住民が自主的に活動に取り組むことができるように支援する。 <input type="checkbox"/> 地区公民館職員が知識やノウハウを習得するよう、各種研修会への積極的な参加を促進する。 <input type="checkbox"/> 老朽化に対応するため、予算の確保に努めるとともに、管理人との連携を密にし、施設の万全な維持管理を図る。			

施設の名称・所在地		建築年月日			
小泉地区公民館 〒989-1302 柴田郡村田町大字小泉字古館 1-2 (TEL - -) (FAX - -) (E-mail)		昭和 49 年 12 月			
開館時間・休館日等 開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会生涯学習課）			
対象地区人口 1,643人 (令和元年12月末)					
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計
	区 分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男			
		女			
	非常勤	男	1	1	1
女					
指定管理者	男				
女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○大ホール ○会議室 ○和室 ○調理実習室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体がその本来の事業のために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合 <input type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 <input type="checkbox"/> その他の団体が教育委員会が減免を必要と認める行事のため使用する場合 <input type="checkbox"/> その他の教育委員会が減免を必要と認めた場合					
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）			
<input type="checkbox"/> 球技大会 <input type="checkbox"/> 体育大会 <input type="checkbox"/> 敬老会 ほか		<input type="checkbox"/> 地区公民館が主体となり、地域住民が自主的に活動に取り組むことができるように支援する。 <input type="checkbox"/> 地区公民館職員が知識やノウハウを習得するよう、各種研修会への積極的な参加を促進する。 <input type="checkbox"/> 老朽化に対応するため、予算の確保に努めるとともに、管理人との連携を密にし、施設の万全な維持管理を図る。			

施設の名称・所在地		建築年月日				
西足立地区公民館 〒989-1311 柴田郡村田町大字足立字明神 93 (TEL - - -) (FAX - - -) (E-mail - - -)		昭和 51 年 12 月 20 日				
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会生涯学習課）				
開館時間・休館日等		対象地区人口 731人 (令和元年12月末)				
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事	その他職員		うち社会教育主事の資格を有するもの
	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男	1	1	1	
女						
指定管理者	男					
	女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】 ○大ホール ○会議室 ○和室 ○調理実習室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体がその本来の事業のために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合 <input type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 <input type="checkbox"/> その他の団体が教育委員会が減免を必要と認める行事のため使用する場合 <input type="checkbox"/> その他教育委員会が減免を必要と認めた場合						
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）				
<input type="checkbox"/> 夏祭り <input type="checkbox"/> 体育大会 <input type="checkbox"/> グラウンド・ゴルフ大会 <input type="checkbox"/> 新年会 ほか		<input type="checkbox"/> 地区公民館が主体となり、地域住民が自主的に活動に取り組むことができるように支援する。 <input type="checkbox"/> 地区公民館職員が知識やノウハウを習得するよう、各種研修会への積極的な参加を促進する。 <input type="checkbox"/> 老朽化に対応するため、予算の確保に努めるとともに、管理人との連携を密にし、施設の万全な維持管理を図る。				

施設の名称・所在地		建築年月日				
東足立地区公民館 〒989-1311 柴田郡村田町大字足立字岫 13 (TEL - - -) (FAX - - -) (E-mail - - -)		昭和 56 年 3 月 10 日				
開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会生涯学習課）				
開館時間・休館日等		対象地区人口 377人 (令和元年12月末)				
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計	
	区 分	館長または分館長	公民館主事	その他職員		うち社会教育主事の資格を有するもの
	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男	1	1	1	
女						
指定管理者	男					
	女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】 ○大ホール ○会議室 ○和室 ○調理実習室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体がその本来の事業のために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合 <input type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 <input type="checkbox"/> その他の団体が教育委員会が減免を必要と認める行事のため使用する場合 <input type="checkbox"/> その他教育委員会が減免を必要と認めた場合						
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）				
<input type="checkbox"/> グラウンド・ゴルフ大会 <input type="checkbox"/> 盆踊り大会 <input type="checkbox"/> 運動会 <input type="checkbox"/> 新年会 ほか		<input type="checkbox"/> 地区公民館が主体となり、地域住民が自主的に活動に取り組むことができるように支援する。 <input type="checkbox"/> 地区公民館職員が知識やノウハウを習得するよう、各種研修会への積極的な参加を促進する。 <input type="checkbox"/> 老朽化に対応するため、予算の確保に努めるとともに、管理人との連携を密にし、施設の万全な維持管理を図る。				

施設の名称・所在地		建業年月日					
姥ヶ懐地区公民館 〒889-1302 柴田郡村田町大字小泉字朧石 29 (TEL - -) (FAX - -) (E-mail - -)		昭和 63 年 3 月 20 日					
開館時間・休館日等 開館時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会生涯学習課）					
		対象地区人口 233人 (令和元年12月末)					
	施設の外観			職員数（人）・勤務（雇用）形態		合計 うち社会教育主事の資格を有するもの	
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員			
	専任	男					
		女					
	兼任	男					
		女					
	非常勤	男	1	1			
女				1			
指定管理者	男						
	女						
部屋・設備 【部屋】 ○大ホール ○会議室 ○和室 ○調理実習室 【使用料の減免について】 使用者が次の各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体がその本来の事業のために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 <input type="checkbox"/> 町又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合 <input type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 <input type="checkbox"/> その他の団体が教育委員会が減免を必要と認める行事のため使用する場合 <input type="checkbox"/> その他の教育委員会が減免を必要と認めた場合				過去の運営形態等の移り変わりについて			
主な事業・行事について ○盆踊り大会 ○親子そば打ち体験教室 ○敬老会 ○健康祭り ○新年会 ほか				施設の課題等（自由記述） ○地区公民館が主体となり、地域住民が自主的に活動に取り組むことができるように支援する。 ○地区公民館職員が知識やノウハウを習得するよう、各種研修会への積極的な参加を促進する。 ○老朽化に対応するため、予算の確保に努めるとともに、管理人との連携を密にし、施設の万全な維持管理を図る。			

柴田町

【公民館施設を主管する機関】

機関の名称・所在地	市町の人口
柴田町教育委員会生涯学習課 〒989-1692 柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号 (TEL 0224-55-2135) (FAX 0224-55-2132) (E-mail social-edu@town.shibata.miaygai.jp)	37,597人 (令和元年12月末)

【公民館関係施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
槻木生涯学習センター (中央公民館)	柴田郡柴田町槻木下町3丁目1-60	平成7年4月1日	町教育委員会
船岡生涯学習センター	柴田郡柴田町大字中名生字西宮前49	平成10年1月1日	町教育委員会
船岡公民館	柴田郡柴田町船岡東1丁目2-65	昭和45年5月1日	町教育委員会
西住公民館	柴田郡柴田町大字船岡字大住町13-1	平成4年5月19日	町教育委員会
船迫生涯学習センター	柴田郡柴田町西船迫3丁目3-104	昭和59年8月7日	町教育委員会
船迫公民館	柴田郡柴田町東船迫1丁目8-1	平成3年6月13日	町教育委員会

公民館関係施設の職員数(人)・勤務(雇用)形態					合 計	
区 分		館長または 分館長	公民館主事	その他職員		うち社会教育主事 の資格を有する者
専 任	男	3		7	10	3
	女			2	2	
兼 任	男					
	女					
非常勤	男			2	2	
	女			7	7	
指定管理者	男					
	女					

【公民館以外で管轄の社会教育施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
しばたの郷土館	柴田郡柴田町船岡西1丁目6-26	平成3年4月12日	町教育委員会
柴田町図書館	柴田郡柴田町船岡西1丁目6-26	平成22年5月29日	町教育委員会

施設共通の課題等(自由記述)

現在の体制に至るまで、「一小学校区、一公民館、一コミュニティ」をスローガンに、小学校区に公民館と分館が設置され、生涯学習の推進を進めてきました。平成18年度より、生涯学習課が管理する公民館等の施設を中学校単位区に再編され、分館は廃止となり、核館と地区館が設置されました。核館となる槻木生涯学習センター、船岡生涯学習センター、船迫生涯学習センターに職員を集中配置し、それぞれの地区館と連携した地域づくりと学習機会の一層充実を図ることとした(参考:平成23年度研修報告書第38号)。事業展開について、各館異なることから、地区住民に対する事業効果の波及には差があります。

施設の名称・所在地		建築年月日				
槻木生涯学習センター(中央公民館) 〒989-1752 柴田郡柴田町槻木下町3丁目1-60 (TEL 0224 - 56 - 1987) (FAX 0224 - 56 - 1982)(E-mail stukiko@town.shibata.miyagi.jp)		平成7年4月1日				
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)				
開館時間:午前9時~午後9時 休館日:月曜日(祝日の場合、翌日)、年末年始		直営(教育委員会生涯学習課)				
		対象地区人口				
		11,355人 (令和元年12月末)				
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合計		
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	専任	男	1		3	4
		女				
	兼任	男				
		女				
非常勤	男			2	2	
	女					
指定管理者	男					
女						
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】 ○ホール ○ホワイエ ○会議室 1.2 ○図書館槻木分室 ○和室 1.2,3.4 ○調理実習室 ○創作室 【使用料の減免について】 施設の使用料の全部又は一部を減免する場合及び減免の割合は、「施設使用料の減免に関する規則第3条別表」に掲げるとおりとし、営利を目的として使用するものは、使用料を減免しない。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合		平成7年4月1日 設置・供用開始 平成18年4月1日 公民館等の再編が行われ、「槻木生涯学習センター(中央公民館)」と名称を変え、核館として運用。 平成28年7月1日 館内図書館を「柴田町図書館槻木分室」として開設				
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)				
【青少年教育】 ○施設開放(学習広場) ○子ども開放広場 ○子ども体験教室 ○子ども映画まつり ○親子里山ハイキング 【成人教育】 ○四季の里山ハイキング ○我が家の庭づくり講座 【食育推進】 ○地産地消の料理体験教室 【高齢者教育】 ○豊齢者教室 ○お茶のまねえすか 【文化芸術】 ○芸術鑑賞会 ○新春囲碁将棋大会 ○水無月コンサート 【家庭教育】 ○イクメン講座 【地域活動】 ○すばらしい柴田町を創る協議会 ○槻木地区ふるさとまつり ○地域クリーン作戦 ○メタセコイアの奇跡!光輝け槻木駅 2019 ○柴小地区ふるさと交流のつどい ○世代間交流スポーツのつどい「柴小地区合同運動会」		○施設の老朽化及びバリアフリーの整備に係る費用の確保 ○他の施設との事業の重複、事業参加者の固定化及び減少 ○職員数の削減 ○事業運営に伴う、外郭団体との調整				

施設の名称・所在地		建築年月日				
船岡生涯学習センター 〒989-1612 柴田郡柴田町大字中名生字西宮前 49 (TEL 0224 - 59 - 2520) (FAX 0224 - 59 - 2580)(E-mail shicomit@town.shibata.miyagi.jp)		平成10年1月1日				
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)				
開館時間:午前9時~午後9時 休館日:月曜日(祝日の場合、翌日)、年末年始		直営(教育委員会生涯学習課)				
		対象地区人口				
		5,428人 (令和元年12月末)				
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合計		
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	専任	男	1		2	3
		女			1	1
	兼任	男				
		女				
非常勤	男				1	
	女					
指定管理者	男					
女						
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】 ○ホール ○会議室 ○図書室 ○和室 1.2 ○調理実習室 ○創作室 【使用料の減免について】 施設の使用料の全部又は一部を減免する場合及び減免の割合は、「施設使用料の減免に関する規則第3条別表」に掲げるとおりとし、営利を目的として使用するものは、使用料を減免しない。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合		平成10年1月1日 「東船岡コミュニティセンター」として開設 平成18年4月1日 公民館等の再編が行われ、「船岡生涯学習センター」と名称を変え、核館として運営。				
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)				
【青少年教育】 ○子ども開放広場 ○子どもものづくり体験教室 ○覚えておくと役に立つ防災講座 ○学生企画講座 【成人教育】 ○ガーデニング講座 ○男の料理教室 ○健康元氣塾 ○心と体のリフレッシュ教室 ○ワインに合う料理教室 ○カブトムシを育ててみよう 【高齢者教育】 ○いきいき教室 ○笑いあふれる健康体操講座 【家庭教育】 ○親子ふれあい体験教室 ○イクメンアウトドア塾 ○柴田町の農作業体験 【文化芸術】 ○サマーコンサート ○クリスマス名曲コンサート 【地域活動】 ○東船岡秋祭り ○西住地区文化祭 ○東船岡ふるさとまつり		○施設の老朽化による維持補修等の費用の確保 ○各愛好会、サークル構成メンバーの高齢化により、施設利用者が減っている ○人材発掘、育成及び事業広報活動等に伴う近隣教育施設との連携 ○事業参加者の固定化及び減少				

施設の名称・所在地				建築年月日		
船岡公民館 〒989-1604 柴田郡柴田町船岡東1丁目2-65 (TEL 0224 - 55 - 2030) (FAX 0224 - 54 - 1420) (E-mail なし)				昭和45年5月1日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間:午前9時~午後9時 休館日:月曜日(祝日の場合、翌日)、年末年始		直営(教育委員会生涯学習課)		10,384人 (令和元年12月末)		
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合計		
	区分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
		男	女			
	専任	1		2	3	1
		男	女	1	1	
	兼任			1	1	
		男	女	1	1	
非常勤						
指定管理者						
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】 ○こころのケアハウス ○図書室 ○和室1,2,3 ○会議室1,2 【使用料の減免について】 施設の使用料の全部又は一部を減免する場合及び減免の割合は、「施設使用料の減免に関する規則第3条別表IIに掲げるとおりとし、営利を目的として使用するものは、使用料を減免しない。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合				昭和45年5月1日 「柴田町公民館」として開設 平成18年4月1日 公民館等の再編が行われ、「船岡公民館」と名称を変え、地区館として運営 平成30年4月1日 公民館内の一室を使用し、「こころのケアハウス」を開設 ※管轄 教育委員会教育総務課		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
				○施設の老朽化による維持補修等の費用の確保		

施設の名称・所在地				建築年月日		
西住公民館 〒989-1606 柴田郡柴田町大字船岡字大住13-1 (TEL 0224 - 52 - 4101) (FAX 0224 - 52 - 4101) (E-mail なし)				平成4年5月19日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
開館時間:午前9時~午後9時 休館日:月曜日(祝日の場合、翌日)、年末年始		直営(教育委員会生涯学習課)		1,975人 (令和元年12月末)		
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合計		
	区分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
		男	女			
	専任	1		2	3	1
		男	女	1	1	
	兼任			2	2	2
		男	女			
非常勤						
指定管理者						
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】 ○ホール ○会議室 ○図書室 ○和室1,2 ○調理実習室 ○創作室 【使用料の減免について】 施設の使用料の全部又は一部を減免する場合及び減免の割合は、「施設使用料の減免に関する規則第3条別表IIに掲げるとおりとし、営利を目的として使用するものは、使用料を減免しない。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合				平成4年5月19日 開設 平成18年4月1日 公民館等の再編が行われ、地区館として運営。		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
				○公民館利用者の減少に伴う、地域住民のニーズの把握		

施設の名称・所在地				建築年月日			
船迫生涯学習センター 〒989-1622 柴田郡柴田町西船迫3丁目3-104 (TEL 0224-57-2011) (FAX 0224-57-2173) (scomi@town.shibata.miyagi.jp)				昭和59年8月7日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口			
開館時間:午前9時~午後9時 休館日:月曜日(祝日の場合、翌日)、年末年始		直営(教育委員会生涯学習課)		8,236人 (令和元年12月末)			
施設の外観	区分		職員数(人)・勤務(雇用)形態			合計	
			館長または分館長	公民館主事	その他職員		うち社会教育主事の資格を有するもの
	専任	男	1		2	3	1
		女			1		
	兼任	男					
		女					
	非常勤	男					
女							
指定管理者	男						
	女						
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○ホール ○和室 1,2 ○調理実習室 ○会議室 1,2,3 ○図書室 【使用料の減免について】 施設の使用料の全部又は一部を減免する場合及び減免の割合は、「施設使用料の減免に関する規則第3条別表」に掲げるとおりとし、営利を目的として使用するものは、使用料を減免しない。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合				昭和59年8月7日 「柴田町コミュニティセンター」として開設 平成18年4月1日 公民館等の再編が行われ、「船迫生涯学習センター」と名称を変え、核館として運営。			
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)			
【青少年教育】 ○子ども広場 ○子ども体験茶会 【家庭教育】 ○親子野外活動 ○おもちゃ広場 【成人教育】 ○リズム運動講座 ○大人の夜学 週末講座 ○和を学ぶ大人のためのお茶教室 【高齢者教育】 ○豊齢者教室 【芸術・文化】 ○スプリングコンサート 【地域活動】 ○歩け歩け大会 ○船迫小地区ふるさと文化祭 ○船迫小地区親睦ビニールボール大会 【読書活動】 ○絵本の読み聞かせ				○多様な住民ニーズへの対応			

施設の名称・所在地				建築年月日			
船迫公民館 〒989-1731 柴田郡柴田町東船迫1丁目8-1 (TEL 0224-55-5128) (FAX 0224-56-5128) (E-mail なし)				平成3年6月13日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口			
開館時間:午前9時~午後9時 休館日:月曜日(祝日の場合、翌日)、年末年始		直営(教育委員会生涯学習課)		8,236人 (令和元年12月末)			
施設の外観	区分		職員数(人)・勤務(雇用)形態			合計	
			館長または分館長	公民館主事	その他職員		うち社会教育主事の資格を有するもの
	専任	男				3	1
		女					
	兼任	男	1		2		
		女			1	1	
	非常勤	男					
女				2	2		
指定管理者	男						
	女						
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】 ○会議室 1,2 ○図書室 ○和室 ○調理実習室 ○創作室 【使用料の減免について】 施設の使用料の全部又は一部を減免する場合及び減免の割合は、「施設使用料の減免に関する規則第3条別表」に掲げるとおりとし、営利を目的として使用するものは、使用料を減免しない。 (1) 公共団体が公用のため使用する場合 (2) 公益その他特に必要があると認める場合				平成3年6月13日 開設 平成18年4月1日 公民館等の再編が行われ、地区館として運営。			
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)			
				○台風19号により、改修工事完了まで休館中。			

川 崎 町

【公民館施設を主管する機関】

機関の名称・所在地	市町の人口
川崎町公民館 〒989-1592 柴田郡川崎町大字前川字裏丁 175 番地 2 (TEL 0224-84-2111) (FAX 0224-85-1026) (E-mail kyousyou@town.kawasaki.miyagi.jp)	8,685人 (令和元年12月末)

【公民館関係施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
野上分館	柴田郡川崎町大字今宿字野上町 23 番地 1	昭和63年 3月31日	川崎町公民館
古関分館	柴田郡川崎町大字今宿字吹畑 8 番地 1	平成 3年	川崎町公民館
笹谷分館	柴田郡川崎町大字今宿字神林 21 番地	昭和57年12月24日	川崎町公民館
小野分館	柴田郡川崎町大字小野字町 1 番地 2	昭和61年 8月31日	川崎町公民館
川内三分館	柴田郡川崎町大字川内字向原 333 番地 6	昭和63年 2月 7日	川崎町公民館
大針分館	柴田郡川崎町大字支倉字西原 60 番地	平成15年 3月30日	川崎町公民館
支倉台分館	柴田郡川崎町支倉台 1 丁目 11 番地 47	昭和59年	川崎町公民館
じゃっぼの湯健康増進棟 ※	柴田郡川崎町大字青根温泉 9 番地 1	平成18年 4月 1日	川崎町役場 地域振興課
前川東部集落センター	柴田郡川崎町大字前川字大向 29 番地 2	昭和57年 3月10日	川崎町役場 農林課
前川西部集落センター	柴田郡川崎町大字前川字浪形 44 番地 1	平成 6年 3月30日	川崎町役場 農林課
腹帯地区集落センター	柴田郡川崎町大字前川字松葉森山 1 番地 160	昭和55年	川崎町役場 農林課
立野地区集落センター	柴田郡川崎町大字今宿字立野屋敷 16 番地 1	平成 6年	川崎町役場 農林課
川内地区生活改善センター	柴田郡川崎町大字川内字荒羽賀 252 番地 3	昭和48年	川崎町役場 農林課
天神地区生活改善センター	柴田郡川崎町大字川内字天神原山 28 番地 2	昭和54年12月10日	川崎町役場 農林課
本砂金地区集落センター	柴田郡川崎町大字本砂金字道畑 90 番地	昭和62年	川崎町役場 農林課
支倉郷土文化伝承館	柴田郡川崎町大字支倉字塩沢 17 番地	平成10年	川崎町役場 農林課
碁石地区集落センター	柴田郡川崎町大字支倉字和合 41 番地	昭和61年 3月27日	川崎町役場 農林課

※青根分館は老朽化により閉館し、現在はじゃっぼの湯健康増進棟へ分館機能を移行（令和元年）

公民館関係施設の職員数・(人)・勤務(雇用)形態					合 計	
区 分		館長または分館長	公民館主事	その他職員		うち社会教育主事の資格を有するもの
専 任	男					
	女		1		1	
兼 任	男	1		4	5	2
	女					
非常勤	男	17		2	19	
	女					
指定管理者	男					
	女					

【公民館以外で管轄の社会教育施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
裏丁コミュニティセンター	柴田郡川崎町大字前川字裏丁 131 番地 2	平成14年	川崎町役場 地域振興課
本荒町コミュニティセンター	柴田郡川崎町大字前川字荒町 17 番地 2	平成 6年 3月30日	川崎町役場 地域振興課
中新町コミュニティセンター	柴田郡川崎町大字前川字山長 34 番地 39	平成 3年	川崎町役場 地域振興課
川内北川コミュニティセンター	柴田郡川崎町大字川内字北川原山 92 番地	昭和57年	川崎町役場 地域振興課
安達地区集落センター	柴田郡川崎町大字本砂金字安達 51 番地 2	昭和61年	川崎町役場 農林課
支倉上地区集落センター	柴田郡川崎町大字支倉字塩沢 17 番地	昭和58年 3月20日	川崎町役場 農林課
支倉下地区集落センター	柴田郡川崎町大字支倉字宮脇東 15 番地 4	平成10年	川崎町役場 農林課


施設共通の課題等（自由記述）
○利用者の固定 ・・・・事業のマンネリ化傾向から、参加者の固定化が多く見られる。 ○若者の利用 ・・・・少子高齢化の影響もあり、施設の利用者も高齢者が多い。地域の拠点となる公民館でなければならないが、青年層には利用しにくい環境のように感じる。 ○老朽化 ・・・・施設の維持にも莫大なコストがかかり、予算の確保が困難。

施設の名称・所在地		建築年月日				
川崎町公民館 〒989-1592 柴田郡川崎町大字前川字裏丁175番地2 (TEL 0224 - 84 - 2111) (FAX 0224 - 85 - 1026) (E-mail kyousyu@town.kawasaki.miyagi.jp)		昭和46年1月30日				
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)				
開館時間:午前9時~午後9時 休館日:年末年始		直営(教育委員会公民館)				
対象地区人口		8,685人(令和元年12月末)				
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合計	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	区分	館長または分館長	公民館主事			その他職員
	専任	男		1	1	
		女				
	兼任	男	1		4	2
		女				
非常勤	男			2		
	女					
指定管理者	男					
女						
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】○大ホール ○和室 ○調理実習室 ○講座室 ○談話室 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合等		昭和46年1月30日 設置・共用開始				
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)				
【家庭教育】 ○子供の本展示会 ○おひさまカフェ 【少年教育】 ○新春児童生徒書き初め会 【青年・成人教育】 ○成人式 ○各種教室(陶芸教室、紙甲冑製作講座、そば打ち教室等) 【芸術・文化】 ○町民文化祭 【視聴覚教育】 ○16ミリ映写機操作技術講習会 ○視聴覚教材センターシステムの活用 【その他事業】 ○図書貸出 ○県図書館オンラインシステムの活用 ○学習情報の提供(広報紙、チラシ) 【外郭団体】 ○婦人団体の育成、援助 ○文化協会団体の育成、援助		○事業がマンネリ化している傾向にあり、参加者も固定化している所もある。それもよし悪しを踏まえ、事業が定着しているからと考えられるが、新規参加者を確保していく点からも住民のニーズを考えた新規事業の取り組みは今後必須だと感じる。今年度初めて実施する蕎麦打ち教室は募集早々から問合せがあり定員を確保する事ができた。川崎町の特産品の蕎麦を生かした内容ということもあり、住民の興味を得られたのではと思う。 ○若者の参加も伸び悩んでいる所特に青年層が少ない。但し、中学生の公民館利用は学校がある日ではあるが多い傾向で、迎え待ちで図書室の利用や勉強のする場所となっている。子供の頃から公民館を利用している子は大人になっても抵抗なく来ることができると思われるが、今利用している中学生を巻き込める事業を展開できれば、大人になってからも公民館は学べる場所を定着させる足がかりになればと考える。 ○建物についても老朽化が目立っており、修繕すると莫大なコストがかかる。地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所でもあり、予算の確保が重要である。				

施設の名称・所在地		建築年月日				
野上分館 〒989-1502 柴田郡川崎町大字今宿字野上町23番地1		昭和63年3月31日				
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)				
開館時間:利用都度 休館日:年末年始		直営(教育委員会公民館)				
対象地区人口		586人(令和元年12月末)				
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態			合計	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	区分	館長または分館長	公民館主事			その他職員
	専任	男				
		女				
	兼任	男				
		女				
非常勤	男	1		1		
	女					
指定管理者	男					
女						
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合等		昭和63年3月31日 設置・共用開始				
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)				
【4月】 ○分館協力会議 【6月】 ○花いっぱい運動 【7月】 ○ゲートボール大会 【8月】 ○ソフトボール大会 【9月】 ○敬老会 【10月】 ○グラウンドゴルフ大会 【11月】 ○野上町ウォーキング大会 【12月】 ○分館協力会議 ○料理教室 ○大掃除 【1月】 ○野上町新春の集い 【2月】 ○体づくり健康教室 【3月】 ○体づくり健康教室 【年間】 ○おちゃっこ飲み会 ○分館清掃		○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしごらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分(講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費)を行い、地区の事業・行事については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。				

施設の名称・所在地				建築年月日		
古関分館 〒989-1502 柴田郡川崎町大字今宿字叭畑 8 番地 1				平成 3 年		
開館時間・休館日等		運営形態（施設の管理者）		対象地区人口		
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		直営（教育委員会公民館）		158人（令和元年12月末）		
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合計	
	区分	館長または分館長		公民館主宰	その他職員	うち社会教育主宰の資格を有するもの
		専任	男 女			
	兼任	男				
		女				
	非常勤	男	1			1
女						
指定管理者	男					
女						
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等				平成4年 設置・共用開始		
主な事業・行事について				施設の課題等（自由記述）		
【4月】 ○分館協力会議 【7月】 ○ゲートボール大会 【8月】 ○ソフトボール大会 【9月】 ○敬老会 【10月】 ○グラウンドゴルフ大会 【年間】 ○分館清掃				○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしがらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。		

施設の名称・所在地				建築年月日		
笹谷分館 〒989-1502 柴田郡川崎町大字今宿字神林 21 番地				昭和 57 年 12 月 24 日		
開館時間・休館日等		運営形態（施設の管理者）		対象地区人口		
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		直営（教育委員会公民館）		86人（令和元年12月末）		
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合計	
	区分	館長または分館長		公民館主宰	その他職員	うち社会教育主宰の資格を有するもの
		専任	男 女			
	兼任	男				
		女				
	非常勤	男	1			1
女						
指定管理者	男					
女						
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等				昭和57年12月24日 笹谷分校として竣工。平成14年3月31日 笹谷分校閉校。後に笹谷分館として設置・共用開始し現在に至る。		
主な事業・行事について				施設の課題等（自由記述）		
【5月】 ○グラウンドゴルフ大会 【6月】 ○いきいき健康教室 【8月】 ○笹谷ふれあい運動会 【9月】 ○敬老会 【10月】 ○グラウンドゴルフ大会 【11月】 ○いきいき健康料理教室 【3月】 ○活動報告会 【年間】 ○分館清掃				○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしがらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。		

施設の名称・所在地		建築年月日				
小野分館 〒989-1505 柴田郡川崎町大字町1 跡地2		昭和61年8月31日				
開館時間・休館日等	運営形態（施設の管理者）	対象地区人口				
開館時間：利用都度 休館日：年末年始	直営（教育委員会公民館）	253人（令和元年12月末）				
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合計		
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
						専任
		男				
		女				
		男	1			1
女						
男						
女						
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 <input type="checkbox"/> 10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 <input type="checkbox"/> 8割減免 町内の高等学校 <input type="checkbox"/> 5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 <input type="checkbox"/> 4割減免 商工会・森林組合 等		昭和61年8月31日 設置・共用開始				
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）				
【4月】 ○分館協力員会議 【6月】 ○ゲートボール大会 【7月】 ○グラウンドゴルフ大会 【9月】 ○敬老会 【10月】 ○ゲートボール大会 【11月】 ○地区運動会 【12月】 ○分館大掃除 【年間】 ○分館清掃		<input type="checkbox"/> 行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 <input type="checkbox"/> 地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしがらみがあるものと感じる所もある。 <input type="checkbox"/> 各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 <input type="checkbox"/> 建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。				

施設の名称・所在地		建築年月日				
川内三分館 〒989-1503 柴田郡川崎町大字川内字向原333 番地6		昭和63年2月7日				
開館時間・休館日等	運営形態（施設の管理者）	対象地区人口				
開館時間：利用都度 休館日：年末年始	直営（教育委員会公民館）	216人（令和元年12月末）				
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合計		
	区分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
						専任
		男				
		女				
		男	1			1
女						
男						
女						
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 <input type="checkbox"/> 10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 <input type="checkbox"/> 8割減免 町内の高等学校 <input type="checkbox"/> 5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 <input type="checkbox"/> 4割減免 商工会・森林組合 等		昭和63年2月7日 設置・共用開始				
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）				
【4月】 ○分館協力員会議 【5月】 ○道路沿線清掃 【6月】 ○ベタンク教室 ○ベタンク大会 【8月】 ○ゲートボール教室 ○ゲートボール大会 【10月】 ○ベタンク教室 ○ベタンク大会 【12月】 ○分館大掃除 【3月】 ○分館協力員会議 【年間】 ○分館清掃		<input type="checkbox"/> 行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 <input type="checkbox"/> 地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしがらみがあるものと感じる所もある。 <input type="checkbox"/> 各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 <input type="checkbox"/> 建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。				

施設の名称・所在地				建築年月日			
大針分館 〒989-1507 柴田郡川崎町大字支倉字西原 60				平成 15 年 3 月 30 日			
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会公民館）		対象地区人口 60人（令和元年12月末）			
	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合 計			
	区 分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
		専 任	男				女
	兼 任	男					
		女					
	非常勤	男	1			1	
女							
指定管理者	男						
	女						
部屋・設備 【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等				過去の運営形態等の移り変わりについて 平成 15 年 3 月 30 日 設置・共用開始			
主な事業・行事について 【4月】 ○交通安全教室 ○道路清掃 【5月】 ○グラウンドゴルフ大会 【6月】 ○花植え 【8月】 ○道路清掃 【10月】 ○敬老会 ○道路清掃 【11月】 ○花植え 【12月】 ○グラウンドゴルフ大会 ○分館大掃除 【2月】 ○分館協力員会議・総会 【年間】 ○分館清掃				施設の課題等（自由記述） ○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしがらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。			

施設の名称・所在地				建築年月日			
支倉台分館 〒989-1506 柴田郡川崎町支倉台1丁目11番地47				昭和 59 年			
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会公民館）		対象地区人口 828人（令和元年12月末）			
	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合 計			
	区 分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
		専 任	男				女
	兼 任	男					
		女					
	非常勤	男	1			1	
女							
指定管理者	男						
	女						
部屋・設備 【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等				過去の運営形態等の移り変わりについて 昭和 59 年 設置・共用開始			
主な事業・行事について 【4月】 ○町内会総会 ○団地内清掃活動 【6月】 ○団地内清掃活動 ○花植え 【7月】 ○卓球大会 ○団地内清掃活動 ○グラウンドゴルフ大会 【8月】 ○子供会交流会 【9月】 ○支倉台祭り ○団地内清掃活動 【10月】 ○敬老会 【11月】 ○花植え ○団地内清掃活動 【年間】 ○分館清掃				施設の課題等（自由記述） ○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしがらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。			

施設の名称・所在地		建築年月日			
じゃっぼの湯健康増進棟（青根分館） 〒989-0901 柴田郡川崎町大字青根温泉9番地1		平成18年4月1日			
開館時間・利用都度 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会公民館）		対象地区人口 227人（令和元年12月末）	
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計 うち社会教育主事の 資格を有するもの
	区 分	館長または 分館長	公民館主事	その他職員	
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男			
		女			
非常勤	男	1		1	
指定管理者	男				
	女				
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等		昭和53年建築の旧青根分館は老朽化により、令和元年9月20日に取り壊し。令和元年7月から青根温泉じゃっぼの湯健康増進棟へ分館機能を移行し現在に至る。			
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）			
【4月】 ○分館手作りの会 【6月】 ○グラウンドゴルフ大会 【7月】 ○花いっぱい運動 【10月】 ○青根区民運動会 【年間】 ○分館清掃		○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしごらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。			

施設の名称・所在地		建築年月日			
前川東部集落センター 〒989-1501 柴田郡川崎町大字前川字大向29番地2		昭和57年3月10日			
開館時間・利用都度 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会公民館）		対象地区人口 266人（令和元年12月末）	
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計 うち社会教育主事の 資格を有するもの
	区 分	館長または 分館長	公民館主事	その他職員	
	専 任	男			
		女			
	兼 任	男			
		女			
非常勤	男	1		1	
指定管理者	男				
	女				
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等		昭和57年3月10日 設置・共用開始			
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）			
【4月】 ○分館協力員会議 【5月】 ○前川大運動会 【9月】 ○敬老会 【11月】 ○グラウンドゴルフ大会 【年間】 ○分館清掃		○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしごらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。			

施設の名称・所在地				建築年月日		
前川西部集落センター 〒989-1501 柴田郡川崎町大字前川字浪形 44 番地 1				平成 6 年 3 月 30 日		
開館時間・休館日等		運営形態（施設の管理者）		対象地区人口		
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		直営（教育委員会公民館）		333人（令和元年12月末）		
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計	
	区 分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
		専 任	男			
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男	1			1
女						
指定管理者	男					
女						
部屋・設備			過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等			平成 6 年 3 月 30 日 設置・共用開始			
主な事業・行事について			施設の課題等（自由記述）			
【4月】 ○分館協力員会議 【5月】 ○よもぎ餅作り 【7月】 ○グラウンドゴルフ大会 【8月】 ○花いっぱい運動 【9月】 ○料理教室 【10月】 ○菓子作り 【11月】 ○韓国料理教室 【12月】 ○ケーキ作り 【2月】 ○ヨガ教室 【3月】 ○地区反省会 【年間】 ○分館清掃			○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしがらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。			

施設の名称・所在地				建築年月日		
腹帯地区集落センター 〒989-1501 柴田郡川崎町大字前川字松葉森山 1 番地 160				昭和 55 年		
開館時間・休館日等		運営形態（施設の管理者）		対象地区人口		
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		直営（教育委員会公民館）		333人（令和元年12月末）		
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計	
	区 分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
		専 任	男			
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男	1			1
女						
指定管理者	男					
女						
部屋・設備			過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等			昭和 56 年 設置・共用開始			
主な事業・行事について			施設の課題等（自由記述）			
【4月】 ○花見会 【5月】 ○前川小・地区民運動会 【6月】 ○料理教室 【7月】 ○ゲートボール大会 【8月】 ○前川育成会祭り 【9月】 ○敬老会 【10月】 ○グラウンドゴルフ大会 【11月】 ○料理教室 【12月】 ○しめ縄作り 【2月】 ○分館協力員会議 【年間】 ○分館清掃			○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしがらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。			

施設の名称・所在地				建築年月日		
立野地区集落センター 〒989-1502 柴田郡川崎町大字今宿字立野屋敷 16 番地 1				平成 6 年		
開館時間・休館日等		運営形態（施設の管理者）		対象地区人口		
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		直営（教育委員会公民館）		523人（令和元年12月末）		
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合計	
	区分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
		専任	男			
		女				
	兼任	男				
		女				
	非常勤	男	1		1	
女						
指定管理者	男					
	女					
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等				平成 7 年 1 月 設置・共用開始		
主な事業・行事について				施設の課題等（自由記述）		
【4月】 ○分館協力員会議 【6月】 ○さつき鑑賞会 【7月】 ○ゲートボール大会 【8月】 ○ソフトボール大会 ○夏祭り ○16ミリ映画会 【9月】 ○敬老会 【10月】 ○グラウンドゴルフ大会 【11月】 ○グラウンドゴルフ大会 【12月】 ○分館協力員会議 ○分館大掃除 ○そば打ち教室 【2月】 ○春野菜講習会 【年間】 ○分館清掃				○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の観点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしごらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の観点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。		

施設の名称・所在地				建築年月日		
川内地区生活改善センター 〒989-1503 柴田郡川崎町大字川内字荒羽賀 252 番地 3				昭和 48 年		
開館時間・休館日等		運営形態（施設の管理者）		対象地区人口		
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		直営（教育委員会公民館）		745人（令和元年12月末）		
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合計	
	区分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
		専任	男			
		女				
	兼任	男				
		女				
	非常勤	男	1		1	
女						
指定管理者	男					
	女					
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等				昭和 49 年 1 月 設置・共用開始		
主な事業・行事について				施設の課題等（自由記述）		
【4月】 ○分館協力員会議 【6月】 ○グラウンドゴルフ大会 【9月】 ○敬老会 【10月】 ○ミニ運動会 【2月】 ○分館協力員会議 【年間】 ○分館清掃				○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の観点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしごらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の観点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。		

施設の名称・所在地				建築年月日		
天神地区生活改善センター 〒989-1503 柴田郡川崎町大字川内宇天神原山28番地2				昭和54年12月10日		
開館時間・休館日等		運営形態（施設の管理者）		対象地区人口		
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		直営（教育委員会公民館）		283人（令和元年12月末）		
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合計	
	区分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
		専任	男			
	兼任	男				
		女				
	非常勤	男	1		1	
		女				
指定管理者	男					
女						
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等				昭和54年12月10日 設置・共用開始		
主な事業・行事について				施設の課題等（自由記述）		
【4月】 ○協力員・班長会議 【6月】 ○協力員・班長会議 ○地域清掃活動 【7月】 ○ゲートボール大会 【8月】 ○川内夏祭り ○料理教室 【9月】 ○協力員・班長会議 【10月】 ○グラウンドゴルフ大会 【12月】 ○料理教室 ○大掃除 【2月】 ○体づくり健康教室 【3月】 ○分館協力員会議 【年間】 ○分館清掃				○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしがらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。		

施設の名称・所在地				建築年月日		
本砂金地区集落センター 〒989-1504 柴田郡川崎町大字本砂金字道畑90				昭和62年		
開館時間・休館日等		運営形態（施設の管理者）		対象地区人口		
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		直営（教育委員会公民館）		285人（令和元年12月末）		
施設の外観	職員数（人）・勤務（雇用）形態				合計	
	区分	館長または分館長		公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
		専任	男			
	兼任	男				
		女				
	非常勤	男	1		1	
		女				
指定管理者	男					
女						
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等				昭和62年 設置・共用開始		
主な事業・行事について				施設の課題等（自由記述）		
【4月】 ○地域清掃活動 【6月】 ○地域清掃活動 【7月】 ○グラウンドゴルフ大会 【9月】 ○グラウンドゴルフ大会 【10月】 ○スポーツ大会 【年間】 ○分館清掃				○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしがらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。		

施設の名称・所在地		建築年月日				
支倉郷土文化伝承館 〒989-1507 柴田郡川崎町大字支倉字塩沢17番地		平成10年				
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会公民館）	対象地区人口 592人（令和元年12月末）			
施設の外観 	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合 計		
	区 分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
非常勤	男	1		1		
	女					
指定管理者	男					
	女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等		平成6年3月 設置・共用開始				
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）				
【4月】 ○支倉豊年踊り伝承 【5月】 ○支倉豊年踊り練習 【6月】 ○敬老会 ○分館協力員会議 【7月】 ○ソフトボール大会 ○分館協力員会議 【8月】 ○夏祭り盆踊り大会 【9月】 ○グラウンドゴルフ大会 【10月】 ○分館協力員会議 【11月】 ○支倉分館長杯 ○グラウンドゴルフ大会 【12月】 ○生花教室 ○分館協力員会議 【1月】 ○太鼓教室 ○分館協力員会議 【2月】 ○シャッフルボード教室 【3月】 ○着付け教室 【年間】 ○分館清掃		○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。				

施設の名称・所在地		建築年月日				
碓石地区集落センター 〒989-1507 柴田郡川崎町大字支倉字和合41番地		昭和61年3月27日				
開館時間：利用都度 休館日：年末年始		運営形態（施設の管理者） 直営（教育委員会公民館）	対象地区人口 294人（令和元年12月末）			
施設の外観 	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合 計		
	区 分	館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
非常勤	男	1		1		
	女					
指定管理者	男					
	女					
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて				
【部屋】○和室 ○その他の部屋 【使用料の減免について】 ○10割減免 町・教育委員会事業等、町内幼稚園、小中学校、児童教室、子ども会、スポーツ少年団、文化協会・体育協会主催事業、官公署関係、町補助金交付団体 ○8割減免 町内の高等学校 ○5割減免 文化協会・体育協会の加盟団体 ○4割減免 商工会・森林組合 等		昭和61年3月27日 設置・共用開始				
主な事業・行事について		施設の課題等（自由記述）				
【4月】 ○地域清掃活動 ○花植え 【5月】 ○碓石ウォーキング 【6月】 ○花植え 【7月】 ○夏祭り太鼓練習 【8月】 ○碓石夏祭り 【9月】 ○敬老会 ○踊り練習 【10月】 ○グラウンドゴルフ大会 【11月】 ○元気満点教室 【12月】 ○ひだまり会 【1月】 ○健康教室 【2月】 ○ベタンク大会 【年間】 ○分館清掃		○行政区から1名の分館長を推薦してもらい、2年間毎に任命して施設の管理等を非常勤でお願いしている。 ○地域活動の拠点として、住民が主体性を持って活動に取り組めるようにサポートしていきたいが、少子高齢化の背景から高齢者の利用が多数を占めている現状である。また、施設の開館も利用申請が提出され、その都度ということもあることから、手軽に利用することに多少のしらみがあるものと感じる所もある。 ○各施設に予算の配分（講師謝礼・記念品・消耗品・燃料費）を行い、地区の事業・行事等については、各地区に委ねている。 ○建物についても老朽化が目立っており、利用頻度に見合わない修繕コストがかかるが、地域活動の拠点、避難所機能の観点からも致し方ない所もある。				

丸 森 町

【公民館施設を主管する機関】

機関の名称・所在地	市町の人口
丸森町役場企画財政課 〒989-2152 伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地 (TEL 0224-72-2114) (FAX 0224-72-1504) (E-mail kizai@town.marumori.miyagi.jp)	13,292人 (令和元年12月末)

【公民館関係施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
丸森まちづくりセンター	伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地	昭和51年 6月 1日	指定管理
金山まちづくりセンター	伊具郡丸森町金山字下前川原 17 番地	昭和50年 3月31日	指定管理
筆甫まちづくりセンター	伊具郡丸森町筆甫字和田 80 番地 1	昭和54年 3月31日	指定管理
大内まちづくりセンター	伊具郡丸森町大内字横手 82 番地 1	平成 3年 8月31日	指定管理
小斎まちづくりセンター	伊具郡丸森町小斎字山崎 63 番地 1	昭和53年 3月31日	指定管理
館矢間まちづくりセンター	伊具郡丸森町館矢間館山字大門 148 番地 1	平成22年 2月26日	指定管理
大張まちづくりセンター	伊具郡丸森町大張大蔵字川前 39 番地 1	昭和48年 3月31日	指定管理
耕野まちづくりセンター	伊具郡丸森町耕野字小屋館 7 番地 4	昭和55年 3月31日	指定管理

公民館関係施設の職員数（人）・勤務（雇用）形態					合 計	
区 分		館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの	
専 任	男					
	女					
兼 任	男					
	女					
非常勤	男					
	女					
指定管理者	男	8		15	23	
	女			16	16	

【公民館以外で管轄の社会教育施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
まるもりふるさと館	伊具郡丸森町字鳥屋 83 番地 1	平成 8年 8月23日	丸森町教育委員会
和田コミュニティセンター	伊具郡丸森町字和田西 8 番地 93	平成元年	丸森地区協議会
欠入コミュニティセンター	伊具郡丸森町字欠入上 20 番地 2	平成 3年	丸森地区協議会
丸森町立金山図書館	伊具郡丸森町金山字下前川原 17 番地	昭和52年 2月28日	金山自治会
青葉コミュニティセンター	伊具郡丸森町大内字青葉南 16 番地 2	平成 2年	大内地区協議会
伊手コミュニティセンター	伊具郡丸森町大内字下梅ヶ作 27 番地	平成 3年	大内地区協議会

施設共通の課題等（自由記述）

- 丸森町では平成 22 年にすべての公民館を廃止し、住民自治組織を指定管理者としたまちづくりセンターに移行した。まちづくりセンターは地方自治法により設置している施設で、社会教育法における社会教育施設ではないが、住民自治組織により社会教育関係の事業も行われている。
- 館矢間まちづくりセンター以外はもともとの公民館の建物を使用しているため、設備の一部の改修等は行われているものの、全体的には施設の老朽化が課題となっている。

施設の名称・所在地		建築年月日					
丸森まちづくりセンター 〒981-2152 伊具郡丸森町宇鳥屋 120 番地 (TEL 0224-72-1683) (FAX 0224-72-4201) (E-mail chuo-kouji@town.marumori.miyagi.jp)		昭和 51 年 6 月 1 日					
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口			
施設利用時間:午前 9 時～午後 10 時 窓口受付:平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分		指定管理者(丸森地区協議会)		13,292人(令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合 計 うち社会教育主事の 資格を有するもの		
	区 分	館長または分館長					
		専 任	兼 任	非常勤			
		男					
		女					
		男					
		女					
	男	1		1	2		
	女			3	3		
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて					
【部屋】○相談室 ○婦人研修室 ○生活改善学習室 ○大集会室 ○研修室権視聴覚室 ○会議室 ○音楽室 ○図書室 【使用料の減免について】 次の場合に該当する場合、利用金額の全部または一部を免除する事ができる。 (1) 社会教育関係団体がその本来の活動のために利用する場合 (2) 町の機関が行事または事務を行うため利用する場合 (3) 町立学校行事のため利用する場合 (4) 町又は教育委員会が育成・指導している団体がその本来の目的又は活動のために利用する場合 (5) 国、地方公共団体又は公共的団体が主催して利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (6) 地域づくり又は地域コミュニティのために活動する団体が利用する場合 (収益を目的とする場合を除く) (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき(1割～10割免除)		・平成 22 年 3 月 31 日 丸森町中央公民館廃止 併せて南郷分館、欠入分館、羽出庭分館も廃止 ・平成 22 年 4 月 1 日 丸森まちづくりセンターへ移行 併せて町民体育館、町民広場、和町コミュニティセンター、欠入コミュニティセンターが付属施設となる					
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)					
【成人教育】郷土料理教室 【婦人教育】若妻会支援 【高齢者教育】敬老会、シニアパソコン講座 【地域教育・活動】健康推進ウォーキング、球技大会、三世代ふれあいサンデー、地区民体育大会		施設周りの陥没が発生して維持費がかかる。 グラウンド照明器具を交換するため高額の費用が発生する(水銀灯の製造はしないため)					

施設の名称・所在地		建築年月日					
金山まちづくりセンター 〒981-2402 伊具郡丸森町金山字下前川原 17 番地 (TEL 0224-78-1121) (FAX 0224-72-2175) (E-mail kane-kou@town.marumori.miyagi.jp)		昭和 50 年 3 月 31 日					
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口			
施設利用時間:午前 9 時～午後 10 時 窓口受付:平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分		指定管理者(金山地区自治会)		13,292人(令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合 計 うち社会教育主事の 資格を有するもの		
	区 分	館長または分館長					
		専 任	兼 任	非常勤			
		男					
		女					
		男					
		女					
	男	1		1	2		
	女			2	2		
部屋・設備		過去の運営形態等の移り変わりについて					
【部屋】○大集会室 ○調理室 ○研修室 ○和室 ○小研修室 【使用料の減免について】 次の場合に該当する場合、利用金額の全部または一部を免除する事ができる。 (1) 社会教育関係団体がその本来の活動のために利用する場合 (2) 町の機関が行事または事務を行うため利用する場合 (3) 町立学校行事のため利用する場合 (4) 町又は教育委員会が育成・指導している団体がその本来の目的又は活動のために利用する場合 (5) 国、地方公共団体又は公共的団体が主催して利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (6) 地域づくり又は地域コミュニティのために活動する団体が利用する場合 (収益を目的とする場合を除く) (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき(1割～10割免除)		・平成 22 年 3 月 31 日 丸森町金山公民館廃止 ・平成 22 年 4 月 1 日 金山まちづくりセンターへ移行 併せて丸森町立金山図書館指定管理業務委託					
主な事業・行事について		施設の課題等(自由記述)					
【成人教育】園芸教室、陶芸教室、教養講座講演会 【高齢者教育】かねやま結び塾、敬老会 【地域教育・活動】地区民大運動会、ミニ文化祭 【少年教育】朗読会、子供まつり 【生涯スポーツ】地区民運動会、遠足(歩こう会)、ニュースポーツの推進		◆地区民が休憩できるスペース(玄関ホール)がないので、地域の方々が当施設に來てもゆっくり出来ない。…お茶のみスペースが欲しい。 ◆建物は、築 45 年経過し老朽化が目立ち、補修等の経費がかかる。					

施設の名称・所在地				建築年月日		
筆南まちづくりセンター 〒981-2201 伊具郡丸森町筆南宇和田 80 番地 2 (Tel. 0224 - 76 - 2111) (FAX 0224 - 73 - 6008) (E-mail hippo-kou@town.marumori.miyagi.jp)				昭和 54 年 3 月 31 日		
開館時間・休館日等 施設利用時間: 午前 9 時～午後 10 時 窓口受付: 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分		運営形態(施設の管理者) 指定管理者 (一般社団法人筆南地区振興協議会)		対象地区人口 13, 292人(令和元年12月末)		
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合 計	
	区 分		館長または分館長	公民館主宰	その他職員	うち社会教育主宰の資格を有するもの
	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
非常勤	男					
	女					
指定管理者	男	1		2	3	
	女			2	2	
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○集會室 ○研修室 ○婦人研修室 ○調理室 ○小研修室 【使用料の減免について】 次の場合に該当する場合、利用金額の全部または一部を免除する事ができる。 (1) 社会教育関係団体がその本来の活動のために利用する場合 (2) 町の機関が行事または事務を行うため利用する場合 (3) 町立学校行事のため利用する場合 (4) 町又は教育委員会が育成・指導している団体がその本来の目的又は活動のために利用する場合 (5) 国、地方公共団体又は公共的団体が主催して利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (6) 地域づくり又は地域コミュニティのために活動する団体が利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき(1割～10割免除)				・平成 22 年 3 月 31 日 丸森町筆南公民館廃止 ・平成 22 年 4 月 1 日 筆南まちづくりセンターへ移行 併せて川平スポーツ交流センター、筆南山村広場が付属施設となる		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【少年教育】筆っこいきいき体験会 【成人教育】大人の趣味教養講座 【高齢者教育】敬老会 【地域教育・活動】筆南地区交流会の推進、筆南地区運動推進活動 生涯学習推進協力員・まちセンサポーター活動の推進 筆南の文化財の保存と伝承事業				施設の老朽化により雨漏りや床のゆがみ、パーテーションのゆがみなどが起きている。		

施設の名称・所在地				建築年月日		
大内まちづくりセンター 〒981-2501 伊具郡丸森町大内字横手 82-1 (Tel. 0224 - 79 - 2004) (FAX 0224 - 73 - 3008) (E-mail ouchi-kou@town.marumori.miyagi.jp)				平成 3 年 8 月 31 日		
開館時間・休館日等 施設利用時間: 午前 9 時～午後 10 時 窓口受付: 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分		運営形態(施設の管理者) 指定管理者(大内地区協議会)		対象地区人口 13, 292人(令和元年12月末)		
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態				合 計	
	区 分		館長または分館長	公民館主宰	その他職員	うち社会教育主宰の資格を有するもの
	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
非常勤	男					
	女					
指定管理者	男	1		2	3	
	女			2	2	
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】○生活改善研修室 ○農事研修会議室 ○調理実習室 ○多目的ホール ○小研修室 【使用料の減免について】 次の場合に該当する場合、利用金額の全部または一部を免除する事ができる。 (1) 社会教育関係団体がその本来の活動のために利用する場合 (2) 町の機関が行事または事務を行うため利用する場合 (3) 町立学校行事のため利用する場合 (4) 町又は教育委員会が育成・指導している団体がその本来の目的又は活動のために利用する場合 (5) 国、地方公共団体又は公共的団体が主催して利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (6) 地域づくり又は地域コミュニティのために活動する団体が利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき(1割～10割免除)				・平成 22 年 3 月 31 日 丸森町大内公民館廃止 併せて青葉分館、伊手分館廃止 ・平成 22 年 4 月 1 日 大内まちづくりセンターへ移行 併せて大内山村広場、青葉コミュニティセンター、伊手コミュニティセンターが付属施設となる		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【少年教育】クリスマス会、スプリングフェスティバルinげんまる大内 【青年教育】大内みらい屋(若もん会)支援 【女性教育】婦人会支援 【成人教育】出前講座、男の料理教室 【高齢者教育】敬老会 【地域教育・活動】異世代間交流、生きがいづくり大内、ふるさと大内芸能まつり、ふるさと大内文化祭、民謡の伝承活動、ふるさと大内球技大会、ふるさと大内健康まつり、大内地区協議会杯ゴルフ大会、収穫祭、付属施設事業支援、新年祝賀会				事業の固定化、参加者募集をしてもメンバーが同じ。 高齢者の参加率は高いが若い世代が少ない 少子化のため少年教育事業への参加者が少ない 企画～アイデア～実行に向けた準備等皆で創造する意識が不足している。 施設の老朽化に伴い雨漏り等が発生しました。台風被害等も発生し施設の修繕が追いつかない 多目的ホールというものの空調については冷房も暖房もなく事業の際には参加者の体調が心配である		

施設の名称・所在地				建築年月日		
小齋まちづくりセンター 〒981-2401 宮城県伊具郡丸森町小齋字山崎 63 番地 1 (TEL 0224 - 78 - 1111) (FAX 0224 - 73 - 7007) (E-mail kosai-kou@town.marumori.miyagi.jp)				昭和 53 年 3 月 31 日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
施設利用時間:午前 9 時～午後 10 時 窓口受付:平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分		指定管理者(小齋振興協議会)		13, 292人(令和元年12月末)		
施設の外観	区分		職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計
	専 任	男	館長または分館長	公民館主事	その他職員	
		女				
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男				
		女				
指定管理者	男	1		1	2	
	女			2	2	
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】 ○集客室 ○研修室 ○和室 ○調理室 ○図書室 【使用料の減免について】 次の場合に該当する場合、利用金額の全部または一部を免除する事ができる。 (1) 社会教育関係団体がその本来の活動のために利用する場合 (2) 町の機関が行事または事務を行うため利用する場合 (3) 町立学校行事のため利用する場合 (4) 町又は教育委員会が育成・指導している団体がその本来の目的又は活動のために利用する場合 (5) 国、地方公共団体又は公共的団体が主催して利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (6) 地域づくり又は地域コミュニティのために活動する団体が利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき(1 割～10 割免除)				・平成 22 年 3 月 31 日 丸森町小齋公民館廃止 ・平成 22 年 4 月 1 日 小齋まちづくりセンターへ移行		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【少年教育】 おもしろ探検隊、夏休みものづくり体験 【成人教育】 教養講座、お茶のみ会 【高齢者教育】 いきいき小齋塾 【女性教育】 レディース講座 【地域教育・活動】 新年祝賀会、ニュースポーツ振興、小齋大運動会、小齋歩こう会				・敬老会など大人数のイベントの開催がまちづくりセンターでは開催できず小学校の体育館を借りて実施してる。大ホールが狭く健康教室やニュースポーツ教室などの開催にも支障をきたしている。 ・建物の形が多角形で使いづらい。事務室、会議室、調理室の備品や机の配置に苦労している。		

施設の名称・所在地				建築年月日		
館矢間まちづくりセンター 〒981-2102 伊具郡丸森町館矢間館山字大門 148 番地 1 (TEL 0224 - 72 - 2120) (FAX 0224 - 73 - 1036) (E-mail tate-kou@town.marumori.miyagi.jp)				平成 22 年 2 月 26 日		
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口		
施設利用時間:午前 9 時～午後 10 時 窓口受付:平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分		指定管理者(館矢間地区協議会)		13, 292人(令和元年12月末)		
施設の外観	区分		職員数(人)・勤務(雇用)形態			合 計
	専 任	男	館長または分館長	公民館主事	その他職員	
		女				
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男				
		女				
指定管理者	男	1		1	2	
	女			2	2	
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて		
【部屋】 ○大集客室 ○研修室 ○和室 ○調理室 ○会議室 ○図書室 【使用料の減免について】 次の場合に該当する場合、利用金額の全部または一部を免除する事ができる。 (1) 社会教育関係団体がその本来の活動のために利用する場合 (2) 町の機関が行事または事務を行うため利用する場合 (3) 町立学校行事のため利用する場合 (4) 町又は教育委員会が育成・指導している団体がその本来の目的又は活動のために利用する場合 (5) 国、地方公共団体又は公共的団体が主催して利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (6) 地域づくり又は地域コミュニティのために活動する団体が利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき(1 割～10 割免除)				・平成 22 年 3 月 31 日 丸森町館矢間公民館廃止 ・平成 22 年 4 月 1 日 館矢間まちづくりセンターへ移行		
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)		
【成人教育】 教養講座 【高齢者教育】 いきいき倶楽部、敬老会、大人の健康倶楽部 【女性教育】 女性講座 【地域教育・活動】 早苗振六会、たてやまいち、趣味の作品展、収穫祭、たてやま歩け歩け会、新年祝賀会、館矢間大運動会、たて小に泊まろう会				大集客室と研修室はワンフロアになっていて可動式パーティションで区切られている(部屋を区切ることができるが上部が開いている)。片方で音楽をするような団体が利用するとパーティションで区切っても隣に音漏れがするので片方では会議などの利用が難しくなる。 大きなイベント時には開放して大勢収容できるメリットもある。		

施設の名称・所在地				建築年月日			
大張まちづくりセンター 〒981-2301 伊具郡丸森町大張大蔵字川前 39 番地 1 (Tel. 0224-75-2124) (FAX 0224-73-5008) (E-mail ohari-kou@town.marumori.miyagi.jp)				昭和 48 年 3 月 31 日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口			
施設利用時間:午前 9 時～午後 10 時 窓口受付:平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分		指定管理者(大張自治運営協議会)		13, 292 人(令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態					合 計 うち社会教育主事の 資格を有するもの	
	区 分	館長または 分館長		公民館主事	その他職員		
		専 任	男				
		女					
	兼 任	男					
		女					
	非常勤	男					
女							
指定管理者	男	1		1	2		
	女			2	2		
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】○集會室 ○研修室 ○和室 ○調理室 ○図書室 【使用料の減免について】 次の場合に該当する場合、利用金額の全部または一部を免除する事ができる。 (1) 社会教育関係団体がその本来の活動のために利用する場合 (2) 町の機関が行事または事務を行うため利用する場合 (3) 町立学校行事のため利用する場合 (4) 町又は教育委員会が育成・指導している団体がその本来の目的又は活動のために利用する場合 (5) 国、地方公共団体又は公共的団体が主催して利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (6) 地域づくり又は地域コミュニティのために活動する団体が利用する場合 (収益を目的とする場合を除く) (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき(1割～10割免除)				・平成 22 年 3 月 31 日 丸森町大張公民館廃止 ・平成 22 年 4 月 1 日 大張まちづくりセンターへ移行 併せて大張農村広場が付属施設となる			
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)			
【少年教育】将棋大会 【成人教育】文化講演会、男の趣味教室 【高齢者教育】敬老会 【女性教育】婦人講座 【地域教育・活動】趣味の作品展、ゲートボール大会、グランドゴルフ大会、地区民球技大会、 地区健康まつり、歩こう歩こうみんで歩こう				昭和 48 年 3 月に建てられた施設であり、老朽化に伴い雨漏り等も見られる。 窓サッシも古いことで開け閉めに苦勞する箇所もある。網戸も後付け工事で 設置したので開閉がスムーズで無いところも見られる。 また、駐車場の指定枠も 10 台分だけであり、多くの方が集まる時には近隣の 空地等(他人所有)を利用している。			

施設の名称・所在地				建築年月日			
耕野まちづくりセンター 〒981-2303 伊具郡丸森町耕野字小屋館 7 番地 4 (Tel. 0224-72-2134) (FAX 0224-73-5007) (E-mail koya-kou@town.marumori.miyagi.jp)				昭和 55 年 3 月 31 日			
開館時間・休館日等		運営形態(施設の管理者)		対象地区人口			
施設利用時間:午前 9 時～午後 10 時 窓口受付:平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分		指定管理者(耕野振興会)		13, 292 人(令和元年12月末)			
施設の外観	職員数(人)・勤務(雇用)形態					合 計 うち社会教育主事の 資格を有するもの	
	区 分	館長または 分館長		公民館主事	その他職員		
		専 任	男				
		女					
	兼 任	男					
		女					
	非常勤	男					
女							
指定管理者	男	1		3	4		
	女			2	2		
部屋・設備				過去の運営形態等の移り変わりについて			
【部屋】○大集會室 ○研修室 ○和室 ○調理室 【使用料の減免について】 次の場合に該当する場合、利用金額の全部または一部を免除する事ができる。 (1) 社会教育関係団体がその本来の活動のために利用する場合 (2) 町の機関が行事または事務を行うため利用する場合 (3) 町立学校行事のため利用する場合 (4) 町又は教育委員会が育成・指導している団体がその本来の目的又は活動のために利用する場合 (5) 国、地方公共団体又は公共的団体が主催して利用する場合(収益を目的とする場合を除く) (6) 地域づくり又は地域コミュニティのために活動する団体が利用する場合 (収益を目的とする場合を除く) (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき(1割～10割免除)				・平成 22 年 3 月 31 日 丸森町耕野公民館廃止 ・平成 22 年 4 月 1 日 耕野まちづくりセンターへ移行 併せて大和沢農村広場が付属施設となる			
主な事業・行事について				施設の課題等(自由記述)			
【少年教育】子供会育成会 【高齢者教育】敬老会 【女性教育】女子会 【青年教育】生まれ青年たちよ 【地域教育・活動】歩け歩け会、地区民体育祭、グランドゴルフ大会、ソフトボール大会 耕野豊年盆踊り大会、耕野ふるさとまつり、たけのご祭り				少子高齢化の進む耕野地区において地域振興の中心拠点としての役割を している施設ではあるが、築 40 年以上の施設の老朽化が進み今後の維持、改修が 課題となっている。 特に高齢者の多い当地区においては施設のバリアフリー化等が必要である。			

仙南地域広域行政事務組合

【公民館施設に関する一覧】

施設の名称・所在地	市町の人口
仙南地域広域行政事務組合教育委員会視聴覚教材センター 〒989-1267 柴田郡大河原町字小島 1-1 (Tel.0224-52-3433) (FAX0224-51-1130) (E-mail kyouiku@az9.or.jp)	

【公民館の関係施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者

職員数（人）・勤務（雇用）形態				合 計	
区 分		館長または分館長	公民館主事	その他職員	うち社会教育主事の資格を有するもの
専 任	男				
	女				
兼 任	男	1			
	女				
非常勤	男				
	女				
指定管理者	男				
	女				

【公民館以外で管轄の社会教育施設に関する一覧】

施設の名称	所在地	建築年月日	施設の管理者
仙南地域広域行政事務組合教育委員会視聴覚教材センター	柴田郡大河原町字小島 1-1（えずこホール内）	昭和 46 年 4 月 1 日	教育委員会

施設共通の課題等（自由記述）

- ・ 圏域住民一人ひとりが、心豊かに生きがいを感じ、絆づくりと互助・共助による活力があるコミュニティ形成を目指し、生涯を通じて自立・協働・創造に向けた学習活動を展開する中で、視聴覚教材センター（あずなびあ）では、各世代が様々な学習ニーズに応じて利活用できる視聴覚教材・機材を整備し、さらに、地域に根ざしたテーマに基づく視聴覚教材制作を進めて、郷土愛、創造力豊かな人材育成を図ることで、圏域住民一人ひとりの生涯学習活動の更なる充実をめざす。
- また、情報教育や英語教育が必要とされる今、圏域住民の様々な学習ニーズに応えるため、事業内容の見直しを図るとともに、今後の視聴覚教材センターの在り方についても調査・研究を行う。
- ・ 今後もあずなびあ（視聴覚教材センター）事業について、新規購入教材の紹介や講座の案内など時期を見て、広報誌を活用する等周知を徹底する。
- ・ 「協働教育」が叫ばれる今、あずなびあ（視聴覚教材センター）が直接的に展開する事業はないが、今後も間接的ではあるが、継続的に各市町の事業の協力を行っていきたい。

施設の名称・所在地		建築年月日
仙南地域広域行政事務組合教育委員会視聴覚教材センター 〒989-1267 柴田郡大河原町字小島1-1 (えずこホール内) (TEL0224-52-3433) (FAX0224-51-1130) (E-mail kyouiku@az9.or.jp)		昭和46年 4月 1日
開館時間・休館日等	運営形態	対象地区人口
開館時間：午前8時30分～22時00分 休館日：月曜日、年末年始	直営（教育委員会）	

施設の外観 	職員数（人）・勤務（雇用）形態			合計 うち社会教育主事の資格を有するもの	
	区分	館長または分館長	公民館主事		その他の職員
	専任	男			
		女			
	兼任	男	1		
		女			
非常勤	男				
	女				
指定管理者	男				
	女				

部屋・設備	過去の運営形態等移り変わりについて
【部屋】○大ホール ○平土間ホール ○練習室 ○会議室 ○楽屋 ○事務室	昭和46年 4月 1日設置

主な事業・行事について	施設の課題等（自由記述）
○視聴覚教材・機材の貸し出し ○主催講座（シニアにやさしいかんたんビデオ講座） ○出前講座 ○おでかけあずなびあ ○あずなびあまつり ○仙南ふるさとC-Mグランプリ ○広報活動 ○現場訪問	

考 察

考察

この先人口減少の進行や人生 100 年時代の到来、Society5.0 の提唱といった社会の大きな変化が予想される中で、公民館や社会教育施設の今後の在り方について検討するため、今年度は「集まれ公民館！開け学びの扉！～令和の社会教育施設を考える～」をテーマに、研修を行った。

地域の特性や公民館の運営形態、職員体制も異なるなかで、それぞれが抱える課題について、一概に解決策を見出すことは困難であることがわかり、まさに変化の時代の最中にある現代の公民館の現状を把握し、「今後どう在るべきか」議論を重ねてきた。また、それぞれの地域の課題解決のヒントを探るべく、2つの公民館へ先進地視察を行った。

<社会教育施設の近年の移り変わり>

白石市で平成 17 年度に地区公民館が指定管理者制度により運営されはじめ、住民自治組織がまちづくり協議会として運営を行っている。平成 18 年には柴田町で公民館等の再編が行われ、小学校区単位で設置されていた公民館が中学校単位の設置となり、分館は廃止され核館と地区館が設置された。角田市は平成 19 年度に中央公民館が廃止され、地域づくりの拠点として市内公民館の名称を「自治センター」に変更した。丸森町では平成 22 年度から公民館を廃止し、まちづくりセンターへと移行し、指定管理者制度により住民自治組織が運営を行っている。大河原町では平成 29 年度から平成 30 年度にかけて施設の大規模改修を行い、「にぎわい交流施設」の名称で観光物産や地域産業の活性化を行う複合施設として運営されている。

<共通の課題>

ハード面では「施設の老朽化」が挙げられ、今後どのように維持していくべきなのかを検討した。今年度発生した台風 19 号の影響で、管内でも多くの社会教育施設が被災し、今後多額の資金を投じて修繕を行うのか、支出を最小限に抑えるため学校の統廃合による廃校施設の利活用はできないのか等、財政面から厳しい選択を迫られている。公民館の施設が何のために在るのかを改めて考えなければならぬ状況にあることを実感した。

さらに、施設ごとに対象としている人口も様々で、地区の人数が 30 人に満たず、地域の方が自力で地区行事を開催することが困難なことから行政職員が地区行事を支えている施設もあれば、一方で対象人口が 1 万人を超え、参加希望者全員には対応できないという施設もあることがわかり、公民館の配置は行政区・小学校区・中学校区毎など管内でも大きなばらつきが見られた。コスト削減が叫ばれる中、今後の施設増設は見込めないと考える。対象人口である地域の担い手不足を理由に、施設の数を半分に減らせば、残った施設の担い手が倍になるわけではない。「人口減少が進むなか、施設数をどう考えていくのが正しいのか」という問題が浮き彫りとなった。また、ソフト面では「参加者の固定化」や「少子高齢化」、「人が集まりやすい高齢者教育の事業ばかりが増える」という課題が挙げられた。少子高齢化が進むなか、社会教育のテーマとなる地域課題は子どもや高齢者教育などの福祉的な問題となることが多く、併せて「福祉関係機関の行事との棲み分け」が課題となってきている。これについて、各市町で、関係機関と調整会議を行い、事業を共催するなど連携を図る取り組みや、行事が重ならないよう関係機関と共有のカレンダーに情報を書き込み、日程を調整したりなどの工夫がなされている。

今後は、福祉分野との「棲み分け」ではなく、専門的な知識をもとに企画する関係機関と、事業実

施にあたり会場の提供や集客をする公民館の「連携」がより求められるのではないだろうか。中央教育審議会においても「複合的な課題により効果的に対応するため、社会教育行政部局とまちづくり、福祉・健康、産業振興等の他の行政部局、教育機関、企業、NPO等の多様な主体との連携を強化することが欠かせなくなっている」という答申（平成30年12月21日 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について）が示されている。

そのほか、「若い世代の公民館利用者が少ない」ことが課題として挙げられた。情報化が進みSNS等を通して独自のコミュニティを築き上げている若い世代が、わざわざ集って何かしようとする考えを持っていないのではないかという原因が考えられた。現段階で公民館を利用していない若い世代がそのまま高齢になった将来、今のままの公民館では需要が無くなってしまふことが危惧される。

今後、利用されることが無くなり、公民館そのものが無くなるがあったとすれば、どのような弊害が起きるのだろうか。

公民館は戦後の社会教育の中で人々が集って学びあい、自己の充実と生活の向上を図り、豊かな人生を送るため、地域における人づくりやつながりづくりを行う拠点として、社会の発展に寄与してきた歴史がある。教育委員会が所管することで政治的中立性を保ってきたほか、学習活動を通じて、地域住民同士をつなげるとともに、地域の課題解決等に主体的に関わり、地域の持続的発展を支える人材を育ててきた。地域コミュニティへの重要な役割を果たしてきたといえる。しかし、地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中で、さらにこのまま若い世代を取り込むことが出来ずに公民館の機能が失われてしまふのは、コミュニティが崩壊し住民による自治が成立しない社会に陥ってしまふことが予想される。

その対策として、それぞれの市町で趣向を凝らした取組が行われている。若い世代の利用を促進しようと、カフェやコンビニ等現代の生活になくはならない空間と連携させるため、「小さな拠点づくり」として、七ヶ宿町のように町の中心部に主要施設を配置する取組等を行っている地域もある。

＜今後の公民館についての検討＞

これからの公民館は、特に、住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習成果を地域課題解決に向けた実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携を強化するとともに、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することが求められている。

ただし、白石市のように自治組織を指定管理事業者としている公民館や、丸森町のように公民館を廃止し機能をまちづくりセンターへ移行している地域もある。指定管理事業者である自治組織が、地域の実情や地域課題を的確に把握し、分析し、事業を立ち上げることで地域の問題を住民の手で解決していく自治活動につながっていく。丸森町筆甫地区のように、商店やガソリンスタンドが無くなるという危機感から自主運営に至った事例も、地域の自治が成立しているからこそであると考えられる。

このような管内の現状を取りまとめて、公民館の必要性について考えたとき、単に「公民館の有無」という視点から、現状を比較し今後の在り方を導き出すことは難しいという結論に至った。戦後の長い歴史の中で培ってきた公民館の歩みを今後どのように進めていくべきか、判断するには変化が始まり日の浅い現段階では困難であることがわかった。

しかしながら、今回の研修で仙南地域における公民館や社会教育施設における詳細な情報を共有することができたことは、今後の各市町等における課題の解決や施設の発展に向けた大きな成果である

と考える。また、施設の有無は別として、地域コミュニティを維持し、より良く発展させていくため、住民が自発的・主体的に学び、相互学習を通じて生活や地域の共通の課題を改善・解決できる力をつける必要があるだろう。

一方、私たち社会教育主事には、専門的技術的な観点から、社会教育への指導・助言をする立場として住民に対する「効果的な支援を行うことのできる力」が一層求められている。今後、社会教育の主管が首長部局に移管しようとする動きもある中で、行政的な視点が優先され、住民の自主性や自発性が阻害されることのないよう、社会教育に携わる人や地域住民との学びを共有し、地域を活性化させようとする熱意、そして覚悟を持ってその役割を全うすべきだと認識した。

先進地研修視察報告

令和元年度大河原地区社会教育主事研究協議会先進地研修視察要項

- 1 目的 生涯学習の充実が求められる今日、その先進地を視察することにより、管内の各市町における今後の生涯学習及び社会教育推進に役立てるとともに、社会教育主事・社会教育関係職員としての資質の向上と豊かな発想力を培う。

- 2 期 日 令和元年9月10日(火)

- 3 視察先 研修1：大崎市 西古川地区公民館
所在地：989-6213
大崎市古川保柳字氏子202
電 話：0229-26-2118 F A X：0229-26-2118

研修2：名取市 閑上公民館
所在地：981-1213
名取市閑上1丁目77番地の1 E-32街区1画地
電 話：022-385-0005 F A X：022-385-8083

- 4 日程等 8：15 大河原合同庁舎 集合
8：25 // 発
9：45 西古川地区公民館 着・発
10：00 大崎市 西古川地区公民館
【研修1】広報活動と公民館だよりについて
【研修2】公民館事業の歴史と今後の展望
【研修3】ワークショップ ～学びをシェアしよう～
講話・質疑応答：公民館職員
11：45 昼食・休憩・移動
14：15 名取市 閑上公民館
【研修4】閑上公民館の役割
講話・質疑応答：公民館職員
15：45 名取市 閑上公民館発
16：25 大河原合同庁舎 到着
16：30 解散

- 5 参加者 大河原地区社会教育主事研究協議会員及び社会教育関係職員等

〈研修1〉大崎市西古川地区公民館

大崎市西古川地区公民館 館長 佐々木 孝嘉 氏

○平成 24 年 4 月から指定管理により『西古川地区振興協議会』（以下：振興会）が西古川地区公民館の管理運営を受託している。対象地区は 8 行政区，約 700 世帯，人口約 2,000 人。

○職員体制は館長，指導員，事務員の 3 名体制。

○西古川地区振興協議会は役員数 24 名，約 40 名の代議員で『生活部・文化部・健康部・安全安心部・コミュニティビジネス部』の 5 つの部会を設置している。

○事業の実施にあたっては，振興会事業と公民館事業を分けて実施している。

○なぜ公民館通信が必要なのか？

社会教育法に記載があり，それに基づき発行している。

振興会は世帯から活動費を徴収している。集めたお金で何をしているのかを伝える必要があり，情報提供の義務があると感じている。発行回数は多くても少なくても構わないが情報を発信することが重要である。公民館に様々な事情で来られない方が居るので，紙面に写真を掲載して公民館の活動を感じてもらえるようにしている。作成は毎月職員で編集の打ち合わせをしている。職員で作るメリットは講座の中身を三人で共有できることである。紙面を作りながら内容の共有が図れ，担当していない職員は紙面で事業を確認することで，共有，記録の手段となっている。

○公民館通信になぜ地区人口を掲載しているのか？

人口は活動の根拠となる数字である。公民館職員としてこの方を対象に事業を行うという意識が必要であり，規模の大小に関わらず情報を反映させなければいけないと考えるので人口を記載して意識することは必要であると考え。

○質疑

Q:振興会として公民館の運営以外に行っていることはあるのか？

A:代議員制をとって 40 名程代議員がいる。特徴として各種団体の長が入らないようにしている。団体の長だけが集まるとそこから広まらないのでは，という意見が出て今の形になった。代議員は 5 つの専門部にわかれて取り組んでいる。コミュニティビジネス部では，JR の企画に参加して県外から来た参加者に地域内を案内する事業を行ったりした。活動で得られた収益を公民館活動の為の基金として積み立てている。ピアガーデンも同様に収益を基金に積み立てている。以前は野菜の直売をバイパス沿いのコンビニに出店していたこともある。

◆事前質問への回答

○住民のニーズをどのようにして情報収集しているのか

住民からは公民館で何が出来るのかが判らないという声を聴くので、こういう学習をしているといった発信をしている。幅広い世代が公民館に来る工夫として、地域課題を考える場としてワークショップを実施している。昨年は3回実施して、地域の課題を考えるテーマで実施した。

今年度はテーマを掘り下げて、地域の担い手、高齢化など、地域課題について職員がファシリテーターとして入って実施している。以前に振興会でワークショップを実施した時には地区で何か新しい事が出来ないかというテーマで実施した。1回目は来たが、2回目以降参加者は来なくなった。やりたい事の想像だけを話し合う場だと思われたようだった。現在開催しているワークショップは地域の課題について解決を考える話し合いを行っている。

SNSを使つての需要調査も行っている。廃校の利活用講座は関心が高かったので実施した。

○青年層を対象に行っている取組について

地区運動会の若い人の参加率は高く、事業を実施している体育委員会は青年団と違って何をやるかが明確である。若い人は家庭があつたりして集まるのは大変なので、集まって何をやるかを明確にすると人が集まりやすい。

「プラモ展示会」についても30代が中心となって実施している。出品数が30から40点、来客数も300名程来ていただいている。公民館に若い人が来ない状況でプラモという媒体で若い人との繋がるきっかけになればと思っている。

○自治体における公民館の位置づけと運営形態について

大崎市は18ある公民館全てが指定管理で運営されている。公民館は教育委員会部局管轄で、古川地区は9つの公民館がある。

○事業終了後における事業の振り返り

公民館だよりによる振り返り、次年度の事業を検討する時に再度行う振り返りで複数回振り返りを行っている。

○地域住民に対しての情報発信の手法

紙面としての公民館だより、SNSによる情報発信を行っている。また、大崎市には地方紙と地元ケーブルテレビもあり、その他の各テレビ局や新聞社に毎月公民館だよりを送っている。

○学校との関わり（地域学校協働活動）について

実施している講座に参加をしてもらっている。

○地域づくりの拠点として何が求められているか

地域の方から話し合いの場が足りないと言われたことがある。地域の課題や政治の話

題について昔は地域の人達で話し合いをしていたが、今はそれがないという意見だった。
ワークショップの開催を提案した。

○ワークショップ開催時の参加者年齢層について

若い人 40 代以下の参加者はほとんど居ない、若い人は参加したら役を押し付けられる
という意見もあった。若い人は忙しいので目的をはっきりと伝えて参加できるようにし
ている。

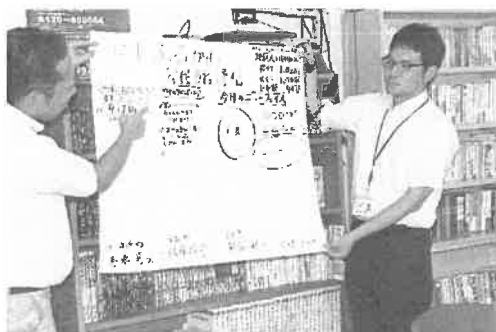
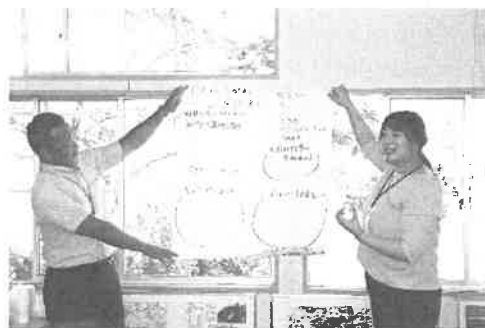
○事業がマンネリ化しない方法について工夫している点

「プラモ展示会」を長年やっていて、またやるのかという意見を言われることはある
が、言っている人は参加しない人である。事業を継続する事で新たな学びや出会い、参
加者が新たな挑戦があればマンネリはしないと思う。

○佐々木館長の説明を聞いた後に、今回の研修の振り返りを実施した

ワークショップ「公民館通信をつくろう」

グループに分かれて架空の講座を企画し、それを公民館通信に掲載して住民に周知す
るという課題で取り組んだ。



〈研修2〉名取市閉上公民館

閉上公民館長 及川 政宏 氏

- 運営形態は市直営，公民館長（嘱託職員），学習支援員2名（嘱託職員），市職員1名の4名体制。
- 社会教育関係事業については，市の生涯学習課が行っていて公民館は公民館事業のみを実施している。
- 公民館は市内に11か所あり，市内の小校区毎に設置されている。
- 閉上公民館は東日本大震災の津波被害で被災し全壊となった。その後，仮設公民館で約3年運営していた。完成まで8年を要し今年の5月に開館した。新閉上公民館建設に当たってはワークショップを実施し，地域住民の意見を取り入れて建設した施設である。2階の会議室はワークショップで出た子供たちの意見を取り入れて作られた。
- ロビー前のスペースは地域の住民が自由に使える（お茶のみ場，休憩場所として）場所ということで設計した。被災し従来のコミュニティが無くなり，これからのコミュニティを形成するのに施設内も利用者がいつでも気軽に集えるようロビーには大きなテーブルを設置し，いつでも集えるようにしている。
- 公民館前は公園が建設予定。公園側にはステージを兼ねたウッドデッキがあり，公園との一体した利用を想定している。
- グラウンドも建設予定であり，貸出しについても公民館で行う予定になっている。
- 津波避難が出来るように屋外から屋上に避難出来る非常階段が設置されている。
- 公民館には体育館が併設され，市の社会体育部門が管轄し運営を分けている。貸出しについては公民館で行っている。

◆事前質問への回答

- 住民ニーズをどのようにして情報収集しているのか
ワークショップの開催，公民館建設にあたって実施した。
- 青年層を対象に行っている取組について
親子向けの子育てワークショップを開催している。
- 自治体における公民館の位置づけと運営形態について
市の直営であり，公民館運営協力員の方に事業案を提示して意見を貰って実施している。公民館は市内に11か所あり，市内の小校区毎に設置されている。公民館運営協力員が居て区長や各種団体も協力員になってもらっている。
- 事業終了後における事業の振り返り
参加人数，評価（A，B）を行い，生涯学習課に報告することになっている。

○地域住民に対して情報発信の手法

公民館だより（他の公民館からの依頼もあり）、市発行の復興だより及び広報。

○学校との関わり

関上公民館は地域学校協働活動事業を実施していない。関上小中学校との相互学習として「関上学」という事業を実施しており、地域の歴史を学んだりしている事業に公民館として協力している。

○地域づくりの拠点として何が求められているか

周辺整備が始まったばかりで住居表示もまだ決まっていない。これから自治組織のソフトの検討が必要である。

○ワークショップ開催時の参加者の年齢層、実施して良かった点

公民館検討のワークショップは様々な年齢層に参加してもらった。ワークショップは参加者が限定されてしまうので、多くの住民の意見を聞く場も設けることが出来ればより良かったと思う。

○障害者の生涯学習について検討されていること

貸館として利用がある程度であり、障害者向けの講座といった取組は行っていない。

○質疑

Q：館長には決裁権はあるが、事務長には代決権はなく仕事をしているのか？

A：予算の執行、事業の計画はすべて事務長の権限であり、館長仕事は最終の決裁を行うのが仕事である。





〈参加者名簿〉

教育委員会等	職名	氏名	担当
白石市	係長（社会教育主事）	※熊谷 祐一	
	主査	佐々木さつき	
角田市	主事（社会教育主事）	※齋藤 史織	研修委員長
	主事	水戸 優希	
蔵王町	社会教育主事	※梶原 一貴	研修副委員長
七ヶ宿町	主事	※佐藤深奈美	
大河原町	主事（社会教育主事）	※吾妻 晃次	
村田町	主査（社会教育主事）	※岡本 健志	
柴田町	船迫生涯学習センター 副館長兼学習支援班長 （社会教育主事）	木村 正人	会長
	主事（社会教育主事）	※渡辺 光	
丸森町	社会教育主事	※佐藤 俊介	
	社会教育主事	※荒井 優作	
仙南広域行政 事務組合教育委員会	主幹兼教育係長兼文化振興係長 （社会教育主事）	※黒澤 良	副会長
大河原教育事務所	主任主査（社会教育主事）	※島貫 智博	

※は研修委員

ま と め

ま と め

「研修テーマ設定の背景」で述べているとおり、大河原地区社会教育主事研究協議会研修委員会では「令和の社会教育施設を考える」をテーマとして研修に取り組み、管内の公民館等の移り変わりを取りまとめるとともに、現状と課題を把握した上で考察を行うこととした。

研修を進めるにあたり、各市町の社会教育施設の移り変わりについて正確に把握すること、先進地の事例から学ぶことが必要であると考えた。

<社会教育施設の近年の移り変わり>

管内に既存する 72 社会教育施設について各市町の移り変わりを把握するために社会教育施設に関する「一覧表」、前記で取り上げた社会教育施設の詳細を記載した「個票」を作成し、課題を抽出し、考察を行った。

調査を進めていく中、社会教育施設の運営形態について各市町異なることが分かった。その中でも特筆すべき点は「指定管理者制度」である。地方自治法一部改正で平成 15 年 9 月 2 日に施行されてから管内では白石市が平成 17 年度に地区公民館をまちづくり協議会、丸森町が平成 22 年度に公民館を廃止し、新たに「まちづくりセンター」へと移行され、地方自治法に定められた施設となり、運営も住民自治組織が担っている。管内では 1 市 1 町が本制度を導入し、社会教育事業の一部を委託する形態へと変化した。また、指定管理者制度ではないものの、角田市においても平成 19 年度に中央公民館を廃止し、地区公民館の名称を「自治センター」に変更した。さらに、近年、複合施設として運営する形態も増えている。平成 16 年度には蔵王町の「蔵王町ふるさと文化会館」に図書館が併設されたことで、公民館及び図書館機能を持った複合施設となり、大河原町では平成 29 年度から平成 30 年度にかけて施設の大規模改修を行い、中央公民館が観光物産及び地域産業の振興を行う「大河原町にぎわい交流施設(中央公民館)」として運営され、ハイブリット型の施設が増えてきている。これらのことから、地域の特色によって形態も変化することが分かった。

各市町独自の運営形態ではありながらも共通の課題があることが分かった。課題については、ハード面、ソフト面で分類することができた。ハード面では、「施設の老朽化」が挙げられ、昭和に開設された施設が管内で約 7 割にのぼる。また、近年ではバリアフリーの整備も求められ、財政的に厳しい状況であることが分かった。ソフト面については、高齢者教育事業の需要が高まっており、福祉関係機関と内容が重複するような行事が行われていることが、課題として取り上げられた。また、情報化社会の進展により青年層の独自のコミュニティが構築されていると考えられ、今後の社会教育施設の存在意義についても危惧する状況にある。上記課題の改善の足掛かりとして、ハード面については首長部局との予算調整が必要となるが、ソフト面については複合的な課題に対応するために、部局間はもとより関係機関、企業、NPO等の多様な主体との連携を強化することが欠かせないものとする。

管内の現状を取りまとめ、社会教育施設の必要性について、研究期間が浅く現段階では結論に至ることができなかったが、管内の社会教育施設の詳細な情報を共有することができた。

<先進地視察研修>

先進地視察研修では、様々な角度から研修テーマについて向き合うために、平成 24 年 4 月に指定管理となり「地区振興協議会」が地区公民館の管理運営を行っている西古川地区公民館、東日本大震災の津波被害で全壊した後、地域住民ワークショップを重ねて「住民主体の公民館」を建設した名取市閑上公民館を訪問した。

それぞれの視察先で、特色ある活動や事例に触れ、社会教育事業の展開及び広報活動の重要性や幅広い世代が社会教育施設を利用していただくための手段を知ることができた。事業の振り返りから住民のニーズを探り、地域課題を考えるワークショップを開催することで、住民が自発的、主体的に学び相互学習を通じて生活や地域の課題改善、解決に努めていた。今回の視察研修については、地域と共に考え、互いに共有して事業を展開する重要性を学び、今後の研修のポイントになる要素を得ることができた。

今年度は、2つの取組を柱として研修テーマ「令和の社会教育施設を考える」と向き合ってきたが、本委員会では結論を導き出すことができなかった。それでも、管内の社会教育施設の詳細な情報を共有できたことは、今後の各市町における課題改善、解決に向けた大きな成果であると考えている。

今回のテーマは社会教育における重要課題の一つである。難題ではあるが、今回の研修報告書が課題改善、解決の一助となることができれば幸いである。

お わ り に

おわりに

研修委員会には社会教育主事を拝命する前から関わらせていただき、5年目となる今回は委員長という大役を務めさせていただくこととなりました。研修は常に緊張と不安でいっぱいでしたが、研究協議会の皆様からのご指導や、研修委員の皆様からの支えにより、研修委員長として無事1年間を全うすることができました。心より感謝申し上げます。

今年度は社会教育施設にスポットを当てて研修をしました。人口減少、少子高齢化などが深刻化してきている昨今、公民館の在り方が問われています。昨年10月に猛威を振るった台風19号は、それについてより深く考えさせられる出来事でした。管内の社会教育施設も多くの被害を受けました。そのような中で、公民館は地域住民の拠り所となっていました。また、公民館事業で地域住民が普段から顔を合わせている、つながっていることが、被災した地域の復旧復興に生きていました。私はこれらを目の当たりにし、公民館は地域住民が集う一番身近な施設であるということを再認識しました。

今回の研修で大河原教育事務所管内、先進地視察先の公民館について調査をしましたが、在り方は地域によって様々な点で異なっていました。指定管理制度が導入されていたり、首長部局が管轄となっていたり・・・その地域の実情に合った公民館が求められているのだと実感しました。各地域でこれからの公民館の役割について住民と共に考えていく必要があると思います。そのような思いで作上げたこの報告書が、今後の公民館の在り方を考える際の一助となれば幸いです。

ところで、研修の中で各市町の公民館について話していると、「うちではこうしている」、「皆さんのところではどうですか？」などといった会話も多く見られました。報告書には載せきれないこのような会話こそが、社会教育主事として有意義な時間であるなど感じています。

最後になりますが、報告書の発刊にあたり、ご支援・ご協力をいただきました多くみなさまに厚く御礼を申し上げ、おわりの言葉とさせていただきます。

令和2年3月

令和元年度 大河原地区社会教育主事研究協議会研修委員会
研修委員長 角田市社会教育主事 齋藤 史織

【大河原地区社会教育主事研究協議会会員】

白	石	市	*熊谷 祐一		
角	田	市	◎齋藤 史織		
蔵	王	町	佐藤 洋一	○梶原 一貴	
七	ヶ	宿	*佐藤深奈美		
大	河	原	*吾妻 晃次		
村	田	町	*岡本 健志		
柴	田	町	☆木村 正人	高橋 秀之	*渡辺 光
川	崎	町	佐藤伸一郎	*佐藤 克哉	
丸	森	町	*荒井 優作	*佐藤 俊介 (R1.11 まで)	
仙南広域社会教育主事			◇黒澤 良		
大河原教育事務所			小林 正道	*島貫 智博	

☆協議会会長
◇協議会副会長
◎研修委員長
○研修副委員長
*研修委員

【令和元年度 研修委員】



教育事務所 島貫 智博	丸森町 荒井 優作	川崎町 佐藤 克哉	柴田町 渡辺 光	村田町 岡本 健志	大河原町 吾妻 晃次	七ヶ宿町 佐藤深奈美
仙南広域 黒澤 良	研究協議副会長 木村 正人	研究協議会長 柴田町 齋藤 史織	研修委員長 角田市 齋藤 史織	蔵王町 梶原 一貴	研究副委員長 白石市 熊谷 祐一	

研修報告書 第46号

集まれ公民館! 開け学びの扉!

～令和の社会教育施設を考える～

令和2年3月31日発行

編集/大河原地区社会教育主事研究協議会研修委員会

発行/大河原地区社会教育主事研究協議会

印刷/株式会社 津田印刷

研修委員会のあゆみ【これまでの研修報告書一覧】

No	年度	タイトル	研修代表者		
1	S48	宮城県における父母教師会活動に関する実態 - 調査報告書 -	県教育部長会編, 社会教育主事担当		
2	S49	仙南地域における母親の幼児教育に関する実態 ～3・4歳児を第一子に持つ母親～ 調査報告書	研修班長	白石市 白石市	太齋 享 伏見 光龍
3	S50	乳幼児教育の学習内容の研究 ～学習計画立案のために～	研修班長	白石市	伏見 光龍
4	S51	文化財保護行政をすすめるために	研修班長	丸森町	阿部 義郎
5	S52	生涯教育を推進するために	研修班長	川崎町	高山 恵弘
6	S53 S54	大河原教育事務所管内社会教育30年のあゆみ ～住民のところに灯をともして～	研修班長	角田市 七ヶ宿町	咲間 庄三 根元 邦美
7	S55	学習プログラムの立案(婦人学級・高齢者教室・家庭教育学級)	研修班長	七ヶ宿町	根元 邦美
8	S56	青少年及び親の意識 調査報告書	研修班長	柴田町	澁谷 孝之
9	S57	社会教育推進上の諸問題と社会教育主事の果たす役割 ～教育委員会と公民館のあり方を中心として～	研修班長	角田市	齋藤 久
10	S58	社会教育における学習内容を充実させるための工夫 ～視聴覚教材の効果的な活用をとおして～	研修班長	川崎町	大宮 昭
11	S59	少年教育の充実をめざして ～管内における現状と課題～	研修班長	白石市	佐藤 重仁
12	S60	青年教育の充実をめざして・I =青年活動の実態=	研修班長	丸森町	鈴木 悦郎
13	S61	青年教育の充実をめざして・II 「青年の生活意識と余暇活動についての調査」報告書	研修班長	村田町	高橋 徳夫
14	S62	青年教育の充実をめざして・III ー青年教育事業の進め方を考えるー	研修班長	角田市	大友 喜助
15	S63	スポーツ人口の拡大を図る一方策 高齢者向けニュースポーツの開発を通して	研修班長	大河原町	佐々木寿信
16	H元	スポーツ人口の拡大を図る一方策II 高齢者向けニュースポーツの普及を通して	研修班長	角田市	太田 文夫
17	H2	大河原教育事務所管内社会教育40年のあゆみ 新しい学習社会への架け橋	研修委員長	丸森町	岡崎 勝志
18	H3	生涯学習の鼓動 青年・家庭・高齢者教育の充実をめざして	研修委員長	村田町	高橋 定光
19	H4	生涯学習の鼓動part2 成人・少年・婦人教育の充実をめざして	研修委員長	大河原町	尾形 彰
20	H5	学校週5日制と社会教育のあり方	研修委員長	川崎町	小林 志郎
21	H6	青年教育の充実をめざして・IV ー昭和61年度調査結果との比較・考察を通してー	研修委員長	蔵王町	日下 朝男
22	H7	生涯学習のまちづくりをめざして 生涯学習推進の現状と課題	研修委員長	村田町	山家 孝弘
23	H8	生涯学習の課題と展望 学社連携をめざして	研修委員長	白石市	小野 輝彦
24	H9	生涯学習の課題と展望 学社連携から学社融合へ	研修委員長	村田町	山家 孝弘
25	H10	生涯学習の課題と展望 よりよい公民館活動をめざして	研修委員長	蔵王町	砂金 毅
26	H11	生涯学習の課題と展望 よりよい公民館活動をめざしてII ～公民館入門一つどう・まなぶ・つながる～	研修委員長	大河原町	八島 良隆
27	H12	大河原教育事務所管内社会教育50年のあゆみ 新世紀・きえない虹をおいかけて	研修委員長	白石市	村上 忠敏
28	H13	学社融合の課題と展望 総合的な学習の時間における社会教育のアプローチ	研修委員長	七ヶ宿町	伊藤 貴子
29	H14	学社融合の課題と展望 学校教育と社会教育の協働をめざして	研修委員長	丸森町	菊地 浩二
30	H15	学社融合へのアプローチ 知って得する!文化財・その活用法	研修委員長	丸森町	伊藤 博道

研修委員会のあゆみ【これまでの研修報告書一覧】

No	年度	タイトル	研修代表者		
			研修委員長	研修委員	研修委員
31	H16	ヤング・エボリューション ～青年の意識調査をとおして、今の青年たちを考える～	大河原町	小野 宏	
32	H17	ヤング・エボリューションⅡ ～青年教育の活性化をめざして～	村田町	鎌田 浩孝	
33	H18	動き出した次世代育成支援 ～これからの子育て支援の在り方を考える～	七ヶ宿町	高橋慎太郎	
34	H19	時代を映してきた視聴覚教育 ～使ってみよう自作視聴覚教材～	角田市	八島 利美	
35	H20	がんばってます！ジュニア・リーダー ～過去 現在 そして未来へ～	川崎町	村上 透	
36	H21	生涯スポーツの振興をめざして ～総合型地域スポーツクラブの可能性をさぐる～	柴田町	大川原真一	
37	H22	生涯スポーツの振興をめざして vol.Ⅱ ～仙南型総合スポーツクラブへのアプローチ～	白石市	小室 徹彦	
38	H23	大河原教育事務所管内社会教育60年のあゆみ ～変わり続ける時代を生きる～	角田市	大内 克典	
39	H24	協働教育推進へのアプローチ ～各市町の実践から見えたもの～	川崎町	富田 丈靖	
40	H25	これからの成人・高齢者教育を考える ～地域活動と学習に関する意識調査～	柴田町	加藤 栄一	
41	H26	これからの成人・高齢者教育を考えるⅡ ～住民とともに豊かな学びをめざして～	大河原町	伊藤 敏之	
42	H27	子育て・家庭教育支援の充実をめざして ～手と手をつなぐみんなのチカラ～	柴田町	木村 正人	
43	H28	未来に伝えよう！地域の文化財 ～社会教育的視点からのアプローチ～	川崎町	佐藤伸一郎	
44	H29	元気な地域づくりをめざして ～青少年の地域活動に関する意識調査～	七ヶ宿町	小掠 政光	
45	H30	元気な地域づくりをめざしてⅡ ～新時代へつながる地域活動とは～	村田町	岡本 健志	
46	R元	集まれ公民館！開け学びの扉！ ～令和の社会教育施設を考える～	角田市	齋藤 史織	